

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

運河費		用地及補償費		工事費		雜工雜費		公園費		用地及補償費	
改定額	既定額	追加	既定額	追加	既定額	追加	既定額	追加	既定額	追加	既定額
八五,000	五八,二〇〇	二八,三〇〇	五,六二〇,〇〇〇	九,三〇〇	四六,〇六〇	四,一〇〇	九,一〇〇	四,五〇〇	一,九五九,〇〇〇	三,四五〇,〇〇〇	一,九五九,〇〇〇
五七,四〇〇	二八,三〇〇	二,八三三,〇〇〇	七,六四〇,〇〇〇	二〇,一七六	四,一〇〇	四,一〇〇	四,一〇〇	四,五〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	二,八九〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇
三七七,六〇〇	二,七八九,〇〇〇	二,七八九,〇〇〇	一,四九八,〇〇〇	二,五八八,六〇〇	五〇,六〇〇	五〇,六〇〇	五〇,六〇〇	一,五〇九,〇〇〇	一,五〇九,〇〇〇	五,六〇〇,〇〇〇	一,五〇九,〇〇〇
一七〇,九七一	一,五四七,〇〇〇	一,五四七,〇〇〇	七九,〇〇〇	一,四〇〇,一〇〇	二七,八〇〇	二七,八〇〇	二七,八〇〇	五二,一〇〇	五二,一〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	五二,一〇〇
二〇六,六二九	一,四二二,〇〇〇	一,四二二,〇〇〇	七〇,八〇〇	一,二四八,四〇〇	三三,八〇〇	三三,八〇〇	三三,八〇〇	九,九七〇,〇〇〇	九,九七〇,〇〇〇	二,六〇〇,〇〇〇	九,九七〇,〇〇〇

設備費		土地整理費	
改定額	既定額	追加	既定額
一六,一四〇,〇〇〇	一六,一四〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇
一六,一〇〇,〇〇〇	一六,一〇〇,〇〇〇	二,四六〇,〇〇〇	二,四六〇,〇〇〇
一,四五三,〇〇〇	一,四五三,〇〇〇	九,九〇〇,〇〇〇	九,九〇〇,〇〇〇
四八二,〇〇〇	四八二,〇〇〇	九三,〇〇〇	九三,〇〇〇
九七,一〇〇〇	九七,一〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

復興事業費貸付金			雑工雑費		補償費		整理費		土地整理費			設備費	
既定額	改定額	追加	既定額	改定額	既定額	改定額	既定額	改定額	既定額	改定額	追加	既定額	改定額
六二,四七〇,四〇二	六七,八〇四,四〇二	六,三三四,〇〇〇	六二,四七〇,四〇二	三三三,五〇〇	一三三,七,五〇〇	二九三,七,五〇〇	一〇,〇〇〇	八二〇,〇〇〇	四,一六〇,〇〇〇	四,一六〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	二五,六一〇,〇〇〇	一六,一四〇,〇〇〇
四四,四五五,四〇二	四四,四五五,四〇二	—	四四,四五五,四〇二	三九五,〇〇〇	一三三,七,五〇〇	一三三,七,五〇〇	—	八二五,〇〇〇	二,四六一,〇〇〇	二,四六一,〇〇〇	—	二,四六一,〇〇〇	一六一,〇〇〇
一七,〇一五,〇〇〇	二三,三四九,〇〇〇	六,三三四,〇〇〇	一七,〇一五,〇〇〇	一四,〇〇〇	一六,一〇,〇〇〇	一六,一〇,〇〇〇	—	七五,〇〇〇	一六,九九九,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	—	一六,〇〇〇,〇〇〇	一四,五三〇,〇〇〇
一〇,三六六,〇〇〇	一六,七〇〇,〇〇〇	六,三三四,〇〇〇	一〇,三六六,〇〇〇	八,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	—	七五,〇〇〇	九三,〇〇〇	九三,〇〇〇	—	九三,〇〇〇	四八二,〇〇〇
六,六四九,〇〇〇	六,六四九,〇〇〇	—	六,六四九,〇〇〇	六,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	—	—	一六,〇〇〇,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇	—	一六,〇〇〇,〇〇〇	九七,一〇〇
六,六四九,〇〇〇	六,六四九,〇〇〇	—	六,六四九,〇〇〇	六,〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—

用地及補償費	
既定額	改定額
一,九五九,〇〇〇	一,九五九,〇〇〇
三,四五〇,〇〇〇	三,四五〇,〇〇〇
—	—
四,五〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇
—	—
一,五九〇,〇〇〇	一,五九〇,〇〇〇
—	—
五,二〇〇,〇〇〇	五,二〇〇,〇〇〇
—	—
五二,〇〇〇	五二,〇〇〇
—	—
九七,〇〇〇	九七,〇〇〇
—	—

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

業地方復興事		東京府復興事業費貸付金		神奈川縣復興事業費貸付金		東京市復興事業費貸付金		横浜市復興事業費貸付金		復興事業費補助		地方復興事業費補助	
追加	改定額	追加	改定額	追加	改定額	追加	改定額	追加	改定額	追加	改定額	追加	改定額
六,三四,〇〇〇	六七八,〇四二	二,七四九,六九八	二,七四九,六九八	二,七五五,七〇四	二,七五五,七〇四	四,七〇七,〇〇〇	四,七〇七,〇〇〇	五,三三四,〇〇〇	五,三三四,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇
—	四四,四五五,四〇二	一〇,七四九,六九八	一〇,七四九,六九八	二,〇七五,七〇四	二,〇七五,七〇四	二八,一五八,〇〇〇	二八,一五八,〇〇〇	—	—	—	—	—	—
六,三四,〇〇〇	一三三,三九九,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一八,八一〇,〇〇〇	一八,八一〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇
六,三四,〇〇〇	一六七,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一三,五八一,〇〇〇	一三,五八一,〇〇〇	六三九,〇〇〇	六三九,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇	二,六六六,〇〇〇
—	六,六四九,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	—	五,五八八,〇〇〇	五,五八八,〇〇〇	三九一,〇〇〇	三九一,〇〇〇	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

東京府復興事業費補助		東京市復興事業費補助	
追加	改定額	追加	改定額
—	七,五八三,五〇六	—	七,五八三,五〇六
—	六,五八三,五〇六	—	六,五八三,五〇六
—	一,〇〇〇,〇〇〇	—	一,〇〇〇,〇〇〇
—	五〇〇,〇〇〇	—	五〇〇,〇〇〇
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

區	分區別	總費額	復興事業債利子補給		地方復興事業債利子補給		東京市復興事業債利子補給		橫濱市復興事業債利子補給		總計	
			既定額	追加額	既定額	追加額	既定額	追加額	既定額	追加額	既定額	追加額
	十五年度迄	八、六七一、六六八	二、六九四、七三〇	—	二、六九四、七三〇	—	—	—	—	—	—	—
	昭和二年度	一三、〇三三、〇六二	八、六七二、六六八	—	八、六七二、六六八	—	—	—	—	—	—	—
	年	五、九一六、八〇〇	一三、〇三三、〇六二	—	一三、〇三三、〇六二	—	—	—	—	—	—	—
	二年度	七、一〇五、二六二	五、九一六、八〇〇	—	五、九一六、八〇〇	—	—	—	—	—	—	—
	三年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	十五年度迄	一三、〇三三、〇六二	一三、〇三三、〇六二	—	一三、〇三三、〇六二	—	—	—	—	—	—	—
	昭和二年度	五、九一六、八〇〇	五、九一六、八〇〇	—	五、九一六、八〇〇	—	—	—	—	—	—	—
	年	七、一〇五、二六二	七、一〇五、二六二	—	七、一〇五、二六二	—	—	—	—	—	—	—
	二年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	三年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

東京市及橫濱市復興事業費貸付金及補助年割額改定表

區	分區別	總費額	十五年度迄	昭和二年度	年	二年度	三年度
	總費額	三、七三三、〇〇〇	—	—	—	—	—
	支出額	三、七三三、〇〇〇	—	—	—	—	—
	以降支出額	—	—	—	—	—	—

東京復興事業費貸付金	東京市復興事業費補助
既定額	既定額
追加額	追加額
改定額	改定額
直加額	直加額

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

同上費目別明細表

復興事業費貸付金合計	復興事業費補助合計	總計	區別		總費額	十五年 支出額	昭和二年度 以降支出額	年度	
			追加額	改定額				二年度	三年度
追加額	追加額	追加額	六、三四、〇〇〇	—	六、三四、〇〇〇	—	六、三四、〇〇〇	—	—
改定額	改定額	改定額	五三、四七九、〇〇〇	三二、六三〇、〇〇〇	八六、一〇九、〇〇〇	三二、八四九、〇〇〇	一五、二〇〇、〇〇〇	五、六四九、〇〇〇	—
既定額	既定額	既定額	五八、八五五、〇〇〇	四一、八〇六、〇〇〇	一〇〇、六六一、〇〇〇	四一、八〇六、〇〇〇	一〇、八〇〇、〇〇〇	六、二四九、〇〇〇	—
追加額	追加額	追加額	二二、六六六、〇〇〇	—	二二、六六六、〇〇〇	—	二二、六六六、〇〇〇	—	—
改定額	改定額	改定額	七二、五二一、〇〇〇	四二、八〇六、〇〇〇	一一五、三二七、〇〇〇	四二、八〇六、〇〇〇	三三、四六六、〇〇〇	六、二四九、〇〇〇	—
既定額	既定額	既定額	一〇五、〇〇〇、〇〇〇	七三、四三六、〇〇〇	一七八、四三六、〇〇〇	七三、四三六、〇〇〇	一九、六六六、〇〇〇	一一、八九八、〇〇〇	—
追加額	追加額	追加額	一九、〇〇〇、〇〇〇	—	一九、〇〇〇、〇〇〇	—	一九、〇〇〇、〇〇〇	—	—
改定額	改定額	改定額	二四、〇〇〇、〇〇〇	七三、四三六、〇〇〇	九七、四三六、〇〇〇	五〇、五六四、〇〇〇	三八、六六六、〇〇〇	二一、八九八、〇〇〇	—

東京市		區分	總費額	十五年 支出額	昭和二年度 以降支出額	年度	
區別						二年度	三年度
事務費	事務費	事務費	二、三九六、六六八	一、五三三、九四六	八七三、七三二	五〇六、八〇九	三六六、九二三
用地及補償費	用地及補償費	用地及補償費	二、五三三、三三三	一三、六八九、五〇二	七、八五三、八三〇	四、五五五、六九一	三、二九八、一三九
工事費	工事費	工事費	一三、二八七、八八二	一四、一六一、九二四	八、二四、九五八	四、七二、八九八	三、四二二、〇六〇
橋梁費	橋梁費	橋梁費	二、一八〇、〇〇〇	七、五〇〇、九六一	四、三〇九、〇〇九	二、四九九、四六九	一、八〇九、五四〇
雜工雜費	雜工雜費	雜工雜費	二、八〇四、二八	一、七八一、六三七	一、〇三三、四八一	五九三、一三三	四九、三四八
計	計	計	六〇、八五三、〇〇〇	三八、六六六、〇〇〇	三三、一八四、〇〇〇	二二、八六六、〇〇〇	九、三三六、〇〇〇
事務費	事務費	事務費	—	—	—	—	—
追加額	追加額	追加額	—	—	—	—	—
改定額	改定額	改定額	—	—	—	—	—
既定額	既定額	既定額	—	—	—	—	—
補償費	補償費	補償費	—	—	—	—	—
追加額	追加額	追加額	—	—	—	—	—
既定額	既定額	既定額	—	—	—	—	—

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

年間之を延長することとし第五十四通常議會に提案したる處議會解散の爲更に第五十五特別議會に提案豫算外國庫の負擔となるべき契約改定の議決を経たり。

尙帝都復興事業費に四百萬圓横濱復興費地方復興事業費に七千百萬圓(東京市六千八百萬圓、横濱市三百萬圓)計七千五百萬圓の不足を生じたり、右の内帝都復興事業費四百萬圓横濱復興費地方復興事業費千九百萬圓(東京市千六百萬圓(貸付五百三十三萬四千圓)補助千六百六十六萬圓)横濱市三百萬圓(貸付百萬圓)補助二百萬圓)計二千三百萬圓は第五十二議會に於て追加議決を経たるところ前述の如し、而して地方復興事業費に於て不足額尙五千二百萬圓(東京市)に對しては内三千三百三十三萬四千圓を昭和三年度乃至昭和五年度に補助することとし、殘額千八百六十六萬六千圓に對しては市をして直接起債せしめ、之に利子を補給することとし、利子補給額百八十四萬二千二百二十圓孰れも第五十四通常議會に提案したる處議會解散の爲更に第五十五特別議會に提案豫算外國庫の負擔となるべき契約改定の議決を経たり、今之を總括して表示すれば左表の如し。

帝都復興事業費其の他繰延追加に因る年度割改定表

科 目	區 別	總 費 額	昭和二年 度		昭和三年 度		年 度 割		
			迄 支 出 額	以 降 支 出 額	三 年 度	四 年 度	五 年 度		
帝都復興事業費	既定額	三〇六、一八、八〇〇 <small>円</small>	一七四、六八、〇九三 <small>円</small>	七一、五二、八六六 <small>円</small>	五三、五一、八六六 <small>円</small>	一九、〇〇、〇〇〇 <small>円</small>			
	繰延増減△	—	—	—	△八、四六、〇〇〇	二八、四六、〇〇〇			
	改定額	三〇六、一八、八〇〇	一七四、六八、〇九三	七一、五二、八六六	六一、〇二、〇六六	二八、四六、〇〇〇			
東京復興費	既定額	三〇六、六八、四〇〇	一四四、八八、二四〇	六一、七九、二六〇	一四、七六、一六〇	四七、〇六、〇〇〇			
	繰延増減△	—	—	—	—	—			
	改定額	三〇六、六八、四〇〇	一四四、八八、二四〇	六一、七九、二六〇	一四、七六、一六〇	四七、〇六、〇〇〇			

街 路 費	區 別	總 費 額	昭和二年 度		昭和三年 度		年 度 割		
			迄 支 出 額	以 降 支 出 額	三 年 度	四 年 度	五 年 度		
街 路 費	既定額	二七、四八、四〇〇	一五、二四、九二〇	五〇、九三、一六〇	三五、四三、一六〇	一五、五〇、〇〇〇			
	繰延増減△	—	—	—	△四、〇六、〇〇〇	二四、〇六、〇〇〇			
	改定額	二七、四八、四〇〇	一五、二四、九二〇	五〇、九三、一六〇	三九、四九、一六〇	一九、〇〇、〇〇〇			
既 定 額	既定額	二七、四八、四〇〇	一五、二四、九二〇	五〇、九三、一六〇	三五、四三、一六〇	一五、五〇、〇〇〇			
	繰延増減△	—	—	—	—	—			
	改定額	二七、四八、四〇〇	一五、二四、九二〇	五〇、九三、一六〇	三五、四三、一六〇	一五、五〇、〇〇〇			

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

用地及補償費		工事費		橋梁費		雜工雜費		運河費		用地及補償費	
改定額	既定額	改定額	既定額	改定額	既定額	改定額	既定額	改定額	既定額	改定額	既定額
27,782,000	20,122,000	20,122,000	20,122,000	3,632,000	3,632,000	3,632,000	3,632,000	5,622,000	5,622,000	9,238,000	9,238,000
22,907,694	15,637,118	15,637,118	15,637,118	3,199,882	3,199,882	3,199,882	3,199,882	4,370,000	4,370,000	8,433,000	8,433,000
5,874,706	4,483,882	4,483,882	4,483,882	3,615,818	3,615,818	3,615,818	3,615,818	1,251,000	1,251,000	7,000	7,000
5,474,706	4,483,882	4,483,882	4,483,882	3,615,818	3,615,818	3,615,818	3,615,818	1,251,000	1,251,000	7,000	7,000
400,000											

工事費		雜工雜費	
改定額	既定額	改定額	既定額
4,606,100	4,606,100	9,100	9,100
3,457,800	3,457,800	69,100	69,100
1,148,400	1,148,400	23,800	23,800
1,148,400	1,148,400	23,800	23,800

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

土地整理費		設 備 費		用地及補償費		公 園 費		雜 工 雜 費		工 事 費	
既定額	改定額	既定額	改定額	既定額	改定額	既定額	改定額	既定額	改定額	既定額	改定額
八九〇,〇〇〇	四,一六一,〇〇〇	四,一六一,〇〇〇	一,六二四,〇〇〇	一,六二四,〇〇〇	三,四五〇,〇〇〇	一,九五九,〇〇〇	一,九五九,〇〇〇	九二,〇〇〇	九二,〇〇〇	四,六〇六,二〇〇	四,六〇六,二〇〇
八九〇,〇〇〇	二,五五五,〇〇〇	二,五五五,〇〇〇	六四三,〇〇〇	六四三,〇〇〇	三三九,〇〇〇	九六一,〇〇〇	九六一,〇〇〇	六九,一〇〇	六九,一〇〇	三,四五七,八〇〇	三,四五七,八〇〇
	一,六〇六,〇〇〇	一,六〇六,〇〇〇	九七一,〇〇〇	九七一,〇〇〇	一六,〇〇〇	九九七,〇〇〇	九九七,〇〇〇	二二,八〇〇	二二,八〇〇	二,一四八,四〇〇	二,一四八,四〇〇
	一,六〇六,〇〇〇	一,六〇六,〇〇〇	九七一,〇〇〇	九七一,〇〇〇	二六,〇〇〇	九九七,〇〇〇	九九七,〇〇〇	二二,八〇〇	二二,八〇〇	二,一四八,四〇〇	二,一四八,四〇〇

用地及補償費		既定額	改定額
既定額	改定額	五,六一二,〇〇〇	四,三七〇,〇〇〇
既定額	改定額	九三,八〇〇	八四三,〇〇〇
既定額	改定額	九三,八〇〇	七〇,八〇〇
既定額	改定額	九三,八〇〇	七〇,八〇〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

防 火 地 區	神奈川縣復興 事業費補助			東京市復興 事業費補助			橫濱市復興 事業費補助			防火地區建築費補助		
	既定額	繰延増額	改定額	既定額	繰延増額	改定額	既定額	繰延増額	改定額	既定額	繰延増額	改定額
	七四二七二		七四二七二	一三八八、七七七	三三、三四、〇〇〇	一四七、二六、七七	一八五、八、三三三		一八五、八、三三三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇	三、一七〇、〇〇〇
			七四二七二	一〇〇、二〇、〇〇〇		一〇〇、二〇、〇〇〇	一六六、九、八三三		一六六、九、八三三	一五、四〇、〇〇〇		一五、四〇、〇〇〇
			七四二七二	一三六、七、六五五	三三、三四、〇〇〇	四七、〇〇、六六五	一九〇、八、五〇〇		一九〇、八、五〇〇	四、六〇、〇〇〇	一一、七〇、〇〇〇	一六、八七〇、〇〇〇
				一〇、八〇、〇〇〇	一一、一〇〇、〇〇〇	一四、〇七、一六五	四〇〇、〇〇〇	△	四〇〇、〇〇〇	四、六〇、〇〇〇	四、五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
				九、〇〇〇、〇〇〇	一〇、四〇〇、〇〇〇	一九、四三三、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇		四〇〇、〇〇〇			二、五〇〇、〇〇〇
												三、〇〇〇、〇〇〇
												三、〇〇〇、〇〇〇
												三、〇〇〇、〇〇〇

建築費補助

既定額	六年度	七年度	八年度	九年度	十年度	十一年度	十二年度	十三年度
二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三、二七〇、〇〇〇	三、二七〇、〇〇〇	三、二七〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
三、二七〇、〇〇〇	三、二七〇、〇〇〇	三、二七〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
三、二七〇、〇〇〇	三、二七〇、〇〇〇	三、二七〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	四、六〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

第十七節 第五十六議會に於て協賛を経たる帝都復興に關する豫算の追加並改定

昭和四年度帝都復興事業費中皇城外廓整理費として三十萬九千六十五圓を計上することとなり、之を第五十六議會に提案可決せられたり、元來皇城外廓の修理は嘗て國費の支辨に屬したるも明治三十八年之を東京市の經營に移し、其の費用は東京市の負擔とし、國費を以て補給せしが、震災に依る被害の修理に付ては市に於ても財源の關係上著手に至らざるものありしが、此の際之れが復舊工事を復興事業の中に加へ、運河工事として國に於て施行するを適當と認めたる結果なり。

以上追加に伴ふ帝都復興事業費及其の他の帝都復興に關する豫算の繰延に對する年度割改定を示せば左表の如し。

豫算年度割表

區分	總費額	年度割				
		十二年度正	十三年度正	十四年度正	昭和十五年度	昭和十六年度
帝都復興事業費	三六六、五〇一、八六五	六二九、一八〇、〇〇〇	八七六、七〇〇、〇〇〇	六八八、五五〇、〇〇〇	五八六、九〇八、〇〇〇	五三三、三五九、九三四
東京復興費	三〇六、九九七、四六五	五七〇、五〇〇、〇〇〇	七七九、五五〇、〇〇〇	六二四、六三〇、〇〇〇	五三三、一九二、〇〇〇	四六二、四三〇、〇〇〇
街路費	二五七、四四八、四〇〇	四四六、六〇〇、〇〇〇	六三九、七〇〇、〇〇〇	五〇五、八一〇、〇〇〇	四七二、九三二、〇〇〇	四〇五、一四〇、〇〇〇
用地及補償費	一七二、四四五、一六六	三六四、五六〇、〇〇〇	五二八、二五〇、〇〇〇	四〇四、九四〇、〇〇〇	三二二、五二二、〇〇〇	二二二、三三〇、〇〇〇
工事費	三七〇、五二二、五八	—	三八九、三〇〇、〇〇〇	三六八、八〇〇、〇〇〇	六六五、三〇〇、〇〇〇	四九六、二〇〇、〇〇〇
橋梁費	三二五、五〇〇、〇〇〇	七三〇、〇〇〇、〇〇〇	四三三、〇〇〇、〇〇〇	三九六、一〇〇、〇〇〇	五三二、五〇〇、〇〇〇	九一三、九〇〇、〇〇〇
地下埋設物	七〇〇、九三九、〇	—	一、四二〇、〇〇〇	一、一〇一、〇〇〇	一、四二〇、〇〇〇	五〇七、〇〇〇
共同溝費	—	—	—	—	—	—
雜工雜費	九三二、二四八、六	七、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	一、三三六、〇〇〇	一、六五三、〇〇〇	二、七三三、〇〇〇

運河費	二八八、七九〇、六五	三七七、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇	四八六、一〇〇	四、六八〇、〇〇〇	三、八四九、〇〇〇	一、三〇三、〇〇〇	七、七九〇、六五
用地及補償費	八五二、六八五	三三八、〇〇〇	三、二九〇、〇〇〇	二、四八六、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	四、三八〇、〇〇〇	三、八三五、八五	八、〇〇〇、〇〇〇
工事費	一八、四八二、九〇	二一八、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	二、九六〇、〇〇〇	三、四四五、〇〇〇	二、八七六、〇〇〇	五、九三二、九〇	六、五〇〇、〇〇〇
皇城外廓整理費	三〇九、〇六五	—	—	—	—	—	—	三、〇九〇、六五
雜工雜費	一、七〇五、一三五	一、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、七九六、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇	五、四四五、〇〇〇	三、三六二、二五	一〇〇、〇〇〇

運河費	二八七九〇六五	三七七〇〇〇	六〇四〇〇〇〇	四六八一〇〇〇	四六八〇〇〇〇	一三〇三〇〇〇	七七六九〇六五
用地及補償費	八五二六五八五	二三八〇〇〇	三二九〇〇〇〇	二四八六〇〇〇	九〇二〇〇〇	三八八〇〇〇〇	八六〇〇〇〇〇
工事費	一八三四八二九〇	二二八〇〇〇	二六〇〇〇〇〇	二一九六〇〇〇	三四四五〇〇〇	二八七六〇〇〇	六五〇〇〇〇〇
皇城外廓整理費	三〇九〇六五	—	—	—	—	—	三〇九〇六五
雜工雜費	一七〇五二二五	一一〇〇〇	二二一〇〇〇	一七九〇〇〇	三三三〇〇〇	三六二二五	一〇〇〇〇〇
公園費	一七九〇〇〇〇	二二二〇〇〇	三、八三〇〇〇〇	二、九六六〇〇〇	一、八三三〇〇〇	一、〇一一〇〇〇	—
用地及補償費	一〇、一〇〇〇〇〇	二二二〇〇〇	三、八七〇〇〇〇	二、九三六〇〇〇	一、〇三〇〇〇〇	一、〇六四〇〇〇	—
設備費	一、〇〇〇〇〇〇	—	三六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一一三〇〇〇	五三九〇〇〇	—
土地整理費	八七五〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	四、二九一〇〇〇	三、〇五三〇〇〇	四、四三〇〇〇〇	四、五〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇
整理費	三、〇〇〇〇〇〇	一八五〇〇〇	一、四三〇〇〇〇	九〇九〇〇〇	一、八九〇〇〇〇	—	—
補償費	五、〇〇〇〇〇〇	三六〇〇〇〇〇	二、四六二〇〇〇	一、七三三〇〇〇	二、四九〇〇〇〇	四一〇〇〇	三〇〇〇〇〇
雜工雜費	七五〇〇〇〇	二五〇〇〇〇	三、八〇〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇〇	二、五〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
橫濱復興費	三九五二四〇〇	五八六二二〇	九、六五一六〇〇	七、三三二四〇〇	五、一七一九〇〇	六、九九二八九	四〇〇〇〇〇〇
街路費	二七七八二四〇〇	三、六五二、一〇〇	七、二五四六、〇〇〇	五、六六八、四〇〇	三、七七八、六〇〇	四、八四〇、八九四	四〇〇〇〇〇〇
用地及補償費	一〇、一一一〇〇〇	二、九六〇、〇〇〇	六、五三三、五五六	三、四六二、一三二	二、七四六、一〇一	二、五九八、六〇九	—
工事費	三、六三二、四〇〇	三、一一八〇	三、五六四、〇〇〇	一、〇五六、〇三三	五、八三三、〇六五	一、二二二、一五二	三五〇〇〇〇
橋梁費	三、二三五〇〇〇	二八、〇〇〇	一八五、六〇〇	九六八、八〇〇	三〇一、七六一	八四八、一六一	—
雜工雜費	八九五〇〇〇	一〇〇〇〇	一七、七二、四	一、八二四、三三	一、四七六、七三	一、七〇、九七一	〇〇〇〇〇〇
運河費	五、六二二〇〇〇	五八、〇〇〇	九、六六、〇〇〇	七、七七、〇〇〇	一、〇〇二、〇〇〇	一、五四七、〇〇〇	—
用地及補償費	九一三八〇〇	二五、〇〇〇	三、四五、〇〇〇	二、九八、〇〇〇	九六、〇〇〇	七九、〇〇〇	—
工事費	四、九〇六、二二〇	三二、〇〇〇	六〇八、二二〇	四八八、二二〇	八八九、二二〇	一、四四〇、二二〇	—
雜工雜費	九二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、二、〇〇〇	一〇、二〇〇	一、六、二〇〇	二七、二〇〇	—

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

工事費	三七〇、五三、五六	—	三、八九三、〇〇〇	三、六八八、〇〇〇	六、六五三、〇〇〇	四、九六二、〇〇〇	八、五六、三五八	一七〇、〇〇〇〇〇
橋梁費	三、二五〇、〇〇〇	七三〇、〇〇〇	四、三三〇、〇〇〇	三、九六一、〇〇〇	五、三二五、〇〇〇	九、一三九、〇〇〇	七、五七五、〇〇〇	一、〇〇〇〇〇〇
地下埋設物	七、〇八、九三九〇	—	一、四二〇、〇〇〇	一、一〇二、〇〇〇	一、四二〇、〇〇〇	五、四七、〇〇〇	五、〇三九〇	二、四五〇、〇〇〇
共同溝費	九、三二、四八六	七、一〇〇〇	一、三二二、〇〇〇	一、三三六、〇〇〇	一、六五三、〇〇〇	二、七三四、〇〇〇	二、一八九、四八六	一、一六、〇〇〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

東京復興費		街路費		用地及補償費		工事費		橋梁費		地下埋設物共同費	
既定額	繰延増減 [△]	既定額	繰延増減 [△]	既定額	繰延増減 [△]	既定額	繰延増減 [△]	既定額	繰延増減 [△]	既定額	繰延増減 [△]
306,678,400	—	257,458,400	—	171,455,166	—	370,523,588	—	325,500,000	—	708,939,000	—
244,886,240	—	206,555,240	—	151,249,240	—	191,960,000	—	134,750,000	—	458,900,000	—
61,792,160	—	50,903,160	—	19,915,926	—	178,563,588	—	90,750,000	—	250,039,000	—
42,792,160	△8,066,000	35,433,160	△4,066,000	9,695,926	△9,000,000	12,856,358	△12,000,000	7,775,000	△1,500,000	50,320,000	△4,000,000
19,000,000	—	15,500,000	—	9,500,000	—	17,000,000	—	15,000,000	—	145,000,000	—
28,066,000	—	35,433,160	—	9,500,000	—	17,000,000	—	15,000,000	—	145,000,000	—

雑工雑費		繰延増減 [△]	
既定額	繰延増減 [△]	既定額	繰延増減 [△]
932,246	—	28,500,000	—
701,600	—	19,870,000	—
230,546	—	8,730,000	—
23,054,600	△16,000	5,330,000	—
16,000	—	3,460,000	—

地下埋設物共同費

改定額	繰延増減 [△]	既定額
七〇八九、三九〇	—	七〇八九、三九〇
四、五八九、〇〇〇	—	四、五八九、〇〇〇
二、五〇〇、三九〇	—	二、五〇〇、三九〇
五〇、三九〇	△一、四五〇、〇〇〇	一、五〇〇、三九〇
二、四五〇、〇〇〇	—	二、四五〇、〇〇〇

三、五五〇、〇〇〇
二、三、四七五、〇〇〇
九、〇七五、〇〇〇
七、五七五、〇〇〇
一、五〇〇、〇〇〇

雑工雑費

既定額	繰延増減 [△]	改定額
九三三、二四六	—	九三三、二四六
七〇、一六、〇〇〇	—	七〇、一六、〇〇〇
二、三〇五、四八六	△一、二六、〇〇〇	二、一八九、四八六
二、一六、〇〇〇	—	二、一六、〇〇〇

運河費

既定額	繰延増減 [△]	追加	改定額
二八、七〇、〇〇〇	—	—	二八、七〇、〇〇〇
一九、八七、〇〇〇	—	—	一九、八七、〇〇〇
八、七三、〇〇〇	△四、〇〇〇、〇〇〇	—	四、七三、〇〇〇
三〇九、〇六五	—	—	三〇九、〇六五

用地及補償費

既定額	繰延増減 [△]	改定額
二八、八九、〇六五	—	二八、八九、〇六五
一九、八七、〇〇〇	—	一九、八七、〇〇〇
九、〇七、〇六五	—	九、〇七、〇六五
一、三〇三、〇〇〇	—	一、三〇三、〇〇〇

工事費

既定額	繰延増減 [△]	改定額
一八、三八、二九〇	—	一八、三八、二九〇
一一、二五、〇〇〇	—	一一、二五、〇〇〇
七、〇九三、一九〇	△三、五〇〇、〇〇〇	三、五九三、一九〇
三、五〇〇、〇〇〇	—	三、五〇〇、〇〇〇

皇城外廓整理費

既定額	追加	改定額
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

雑工雑費

既定額	繰延増減 [△]	改定額
一、七〇五、二一五	—	一、七〇五、二一五
一、一七九、〇〇〇	—	一、一七九、〇〇〇
四六、二一五	△	四六、二一五
一〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

公園費		用地及補償費		設備費		土地整理費		整理費		補償費	
既定額	繰延増減△	既定額	繰延増減△	既定額	繰延増減△	既定額	繰延増減△	既定額	繰延増減△	既定額	繰延増減△
11,900,000		10,100,000		1,800,000		8,750,000		3,000,000		5,000,000	
9,889,000		9,171,000		78,000		8,655,000		3,000,000		4,935,000	
21,011,000		19,999,000		1,081,000		17,500,000		6,000,000		10,000,000	
11,011,000		9,290,000		1,081,000		4,500,000		3,000,000		10,000,000	
11,011,000		9,290,000		1,081,000		4,500,000		3,000,000		10,000,000	
11,011,000		9,290,000		1,081,000		4,500,000		3,000,000		10,000,000	

雑工雑費		横濱復興費	
既定額	繰延増減△	既定額	繰延増減△
750,000		3,954,400	
730,000		2,974,694	
10,000		9,779,706	
10,000		9,779,706	
10,000		9,779,706	
10,000		9,779,706	

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

運河費			用地及補償費			工事費			雑工雜費		
既定額	繰延増減 [△]	改定額	既定額	繰延増減 [△]	改定額	既定額	繰延増減 [△]	改定額	既定額	繰延増減 [△]	改定額
八五,000		八五,000	四六〇,二〇〇		四六〇,二〇〇	九三,八〇〇		九三,八〇〇	九,〇〇〇		九,〇〇〇
六八,三七一		六八,三七一	三,四七,八〇〇		三,四七,八〇〇	八四三,〇〇〇		八四三,〇〇〇	六九,二〇〇		六九,二〇〇
二〇六,六二九		二〇六,六二九	一,一四,一〇〇〇		一,一四,一〇〇〇	七〇,八〇〇		七〇,八〇〇	三,三八〇		三,三八〇
一五六,六二九		一五六,六二九	一,一四,一〇〇〇		一,一四,一〇〇〇	七〇,八〇〇		七〇,八〇〇	三,三八〇		三,三八〇
五〇,〇〇〇		五〇,〇〇〇									

公園費		
既定額	繰延増減 [△]	改定額
三三五,〇〇〇		三三五,〇〇〇
三九,〇〇〇		三九,〇〇〇
二六,〇〇〇		二六,〇〇〇
二六,〇〇〇		二六,〇〇〇

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

整理費			土地整理費			設備費			用地及補償費			公園費	
改定額	繰延増減 Δ	既定額	改定額	繰延増減 Δ	既定額	改定額	繰延増減 Δ	既定額	改定額	繰延増減 Δ	既定額	改定額	繰延増減 Δ
八九〇,〇〇〇		八九〇,〇〇〇	四一六,一〇〇		四一六,一〇〇	一六二,四〇〇		一六二,四〇〇	三四五,〇〇〇		三四五,〇〇〇	一九五,九〇〇	
八九〇,〇〇〇		八九〇,〇〇〇	一,七五五,〇〇〇		二,五五五,〇〇〇	六四三,〇〇〇		六四三,〇〇〇	三九〇,〇〇〇		三九〇,〇〇〇	九六二,〇〇〇	
			一六〇,〇〇〇		一六〇,〇〇〇	九七,一〇〇		九七,一〇〇	一六,〇〇〇		一六,〇〇〇	九九七,〇〇〇	
			一六〇,〇〇〇		一六〇,〇〇〇	九七,一〇〇		九七,一〇〇	一六,〇〇〇		一六,〇〇〇	九九七,〇〇〇	

雑工雑費		
既定額	改定額	繰延増減 Δ
一九五,九〇〇	九二,〇〇〇	
九六二,〇〇〇	六九二,〇〇〇	
九九七,〇〇〇	二三八,〇〇〇	
九九七,〇〇〇	二三八,〇〇〇	

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議

雑工雑費			補償費		
改定額	繰延増減△	既定額	改定額	繰延増減△	既定額
三三,五〇〇		三三,五〇〇	二九七,五〇〇		二九七,五〇〇
三三,五〇〇		三三,五〇〇	一三三,七五〇		一三三,七五〇
六,〇〇〇		六,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇		一六,〇〇〇,〇〇〇
六,〇〇〇		六,〇〇〇	一六,〇〇〇,〇〇〇		一六,〇〇〇,〇〇〇

第四章 復興計畫の梗概

第一節 計畫概要

第四章 復興計畫の梗概

第一節 計畫概要

復興計畫の経過及復興豫算成立の経緯に付ては前章に於て敘述せるが如く、當初政府は震災焼失地域内に於ける施設に關し其の復興計畫を確立し、之を大別して (一)土地區劃整理 (二)街路 (三)運河 (四)公園の四となし、以て其の事業の執行を企圖したりしが、第四十七臨時議會に於て該豫算に巨額の削減を加へられたる爲、國に於て全計畫を遂行し能はざるに至りたる結果、計畫の一部を地方公共團體の執行に移し、國に於ては主として帝都構成上の基幹となるべきもの即ち幹線街路、運河、大公園及一部の土地區劃整理等の施設を執行し、地方公共團體に於て執行するものと兩々相俟つて萬全を期することゝせり、而して地方公共團體の施設に對しては政府は其の費用の補助及起債の保證並起債利子の補給をなす等其の事業の遂行に付可及的の援助を與へたり。

而して之等の計畫の中には都市計畫施設と然らざるものとを包含し、都市計畫施設に屬するものは復興計畫樹立前決定したる都市計畫又は都市計畫事業を基礎とし、特別都市計畫委員會の議定を経て決定を見たるものなり。

甲 内務大臣に於て執行するもの

復興計畫中國に於て直接施行するものは何れも都市構成の基幹と爲るべき施設に係り (一)幹線街路 橋梁の新設擴張 (二)河川運河の改修、新鑿、埋立 (三)大公園の新設 (四)一部の土地區劃整理の四とし、是等の施設は都市計畫事業として執行したるものにして、數次に涉り當初の計畫に對し變更を見たり。

而して土地區劃整理に就ては市長施行地區内に於けるものと分離し難きを以て本編第五章第三節第二項に詳述す。

一 幹線街路

街路計畫に依る幹線街路の規格は地域的情況と交通系統に稽へ幅員二十二米以上五十二路線とし、全部國に於て執行し其の決定は補助線以下の街路計畫の基準を爲すものにして、復興計畫中最も重要な施設に屬するが故に、慎重審議の上特別都市計畫委員會の決定を経たるものにして其の路線に就ては本編第五章第三節第四項に記述すべし。

二 橋 梁

國に於て架設すべき橋梁は幹線街路に架設するもの九十六橋、運河改修に伴ひ新築改築するもの十八橋、國施行の土地區劃整理に伴ひ架設するもの一橋合計百十五橋なり、其の橋梁に就ては本編第五章第三節第四項及第五項に記述すべし。

三 河川運河

(一) 河川運河の新鑿、改修、埋立

復興計畫に依る河川運河の新鑿、改修、埋立は都市計畫事業として決定し總て國に於て執行するものにして主として商業地域たる京橋、日本橋方面及工業地域たる本所、深川方面に於ける水運の設備を必要とする地域に對し施行せり、即ち改修十一、新鑿一、埋立一、合計十三川を完成し、將來に於ける東京築港と相俟つて其の効果を發揮せむとするものにして、其の幅員三十三米乃至五十五米總延長一萬三千九百七十五米、深度は小名木川を二・一米とせる外一・八米と爲せり。

河川運河の構築に關しては可成船舶通航の便を主眼とし幅員を擴張すると共に、從來の橋梁は桁下空間低き爲潮の干満を利用して僅かに船舶を通じ得る状態なりしが、復興計畫に於ては重要河川運河

に付一定の規格を定めて架橋工事の標準を確定せり、其の新鑿、改修、埋立を爲すものに就ては本編第五章第三節第五項に記述すべし。

(二) 皇城外濠改修

皇城外濠は震災の爲石垣の崩壊せる箇所多く、爲に河床漸次埋没し舟行の便妨げらるゝのみならず美觀を害する事尠からず、而して皇城外濠の修理は嘗て國費の支辨に屬したるも明治三十八年之を市

ける東京築港と相俟つて其の効果を發揮せむとするものにして、其の幅員三十三米乃至五十五米總延長一萬三千九百七十五米、深度は小名木川を二・二米とせる外一・八米と爲せり。

河川運河の構築に關しては可成船舶通航の便を主眼とし幅員を擴張すると共に、從來の橋梁は桁下空間低き爲潮の干満を利用して僅かに船舶を通じ得る状態なりしが、復興計畫に於ては重要河川運河

に付一定の規格を定めて架橋工事の標準を確定せり、其の新鑿、改修、埋立を爲すものに就ては本編第五章第三節第五項に記述すべし。

(二) 皇城外濠改修

皇城外濠は震災の爲石垣の崩壊せる箇所多く、爲に河床漸次埋没し舟行の便妨げらるゝのみならず美觀を害する事尠からず、而して皇城外濠の修理は嘗て國費の支辨に屬したるも明治三十八年之を市の經營に移し其の費用は市の負擔として國費を以て補助することゝせしが、震災に依る被害復舊に付ては市財政の關係上著手の運びに至らざりしに國に於て運河改修工事を施行するに當り舟運の便を完からしめ、併せて皇城外廓たる外濠の美觀を保持せしめむが爲に此の際之が整理を復興事業の中に加へ都市計畫事業として執行せり、其の改修を爲したるもの左の如し。

雉子橋より一ツ橋に至る	延長約二二五米	幅員約二七米
一ツ橋より錦橋に至る	同 一三八米	同 三一米
錦橋より神田橋に至る	同 三二二米	同 三一米
常盤橋附近	同 三六米	同 四〇米

四 大公園

本市に於ける公園は復興計畫前三十三箇所面積六十四萬八千六百三十六坪にして平均一人當り利用面積〇・二八坪に過ぎず、之をロンドンの一人當り二坪半、パリーの約二坪、ワシントンの十六坪等に比する時は面積に於ても亦設備に於ても甚だ遜色あり、公園の用は少くとも都民の保安衛生及慰安所たる使命を完ふすると共に、都市の美觀を保ち防火地帯として又市民の避難所として其の效用を發揮せしむることは極めて緊要の事に屬するを以て、今回の復興計畫に於て國は市内に隅田、濱町、錦糸の三大公園面積八萬七百坪を新設せり、而して市に於て別に施設する小公園五十二箇所面積四萬四千

二百十三坪前記既設公園三十三箇所六十四萬八千六百三十六坪及既設準公園藏前兒童遊園、明治神宮外苑、御渡歐記念園の如きもの十一箇所面積十八萬八千七百三坪を加ふる時は、總面積九十六萬二千二百五十二坪にして一人當り〇・四二坪に過ぎずと雖從前に比し面目を一新するに至れり。

乙 府に於て執行するもの

復興計畫に依る東京府に於ける施設は國道四路線の改修、府道環狀線及放射線十路線の改修、中等學校建設の三にして、環狀線及放射線府道十路線の改修は大正十年五月決定したる東京都市計畫事業の内重要なものを選び、國及市の復興計畫と相關聯して其の事業を執行するものにして、國道四路線及三橋梁は震災前の計畫に従ひ震災前著手せる工事を復興計畫に移し執行するものなり、又中等學校の建設は震災に依り焼失したる府立第三中學校外四校の新築を復興事業として執行す。

一 國道

本事業は都市計畫事業として執行せるものに非ず、震災前の計畫に従ひ震災前に著手せる工事を一旦打ち切り之を大正十二年九月二十八日復興事業に移し引續き工事を爲すものにして、國道改修に伴ふ架橋工事も之と同様復興事業として執行せり、其の路線及橋梁左の如し。

(一) 路線

イ 京濱國道(一號國道)

自品川町八ツ山至神奈川縣界 延長約五千六百四十間 有效幅員十二間

ロ 陸羽街道(四號國道)

自千住町新開橋至大正道路間 約八百七十六間

ハ 千葉街道(七號國道)

自龜戸町五ノ橋至同町淺草道 延長七百五間八分 有效幅員十二間

ニ 中仙道(九號國道)

自巢鴨町巢鴨至板橋町舊國道川越街道交叉點 延長千六百二十九間 幅員十二間半

(二) 橋梁

イ 六郷橋(京濱國道附屬) 幅員八間 延長約二百四十四間

ロ 千住新橋 幅員六間 延長二百五十間

自品川町八ツ山至神奈川縣界 延長約五千六百四十間 有效幅員十二間

陸羽街道(四號國道)

自千住町新開橋至大正道路間 約八百七十六間

千葉街道(七號國道)

自龜戸町五ノ橋至同町淺草道 延長七百五間八分 有效幅員十二間

ニ 中仙道(九號國道)

自巢鴨町巢鴨至板橋町舊國道川越街道交叉點 延長千六百二十九間 幅員十二間半

(二) 橋 梁

イ 六郷橋(京濱國道附屬) 幅員八間 延長約二百四十四間

ロ 千住新橋 幅員六間 延長二百五十間

ハ 千住大橋(陸羽街道附屬) 幅員十二間 延長約五十一間

二 府 道

本事業は環狀線及放射線道路にして大正十年五月十三日東京都市計畫事業東京府知事執行として決定したるもの、内既定計畫に従ひ震災前に著手したる工事に引續き既定計畫中樞要部分十箇所の改修工事を復興事業として執行せり、其の路線左の如し。

(以下に掲ぐる道路の名稱は大正十年五月東京都市計畫事業として決定したるものに依る)

一 一等大路第三類第八 自品川町八ツ山至大崎町谷在家約千間

二 一等大路第三類第九 自目黒町役場前至同町氷川神社前約八百六十間

三 一等大路第三類第十 自澁谷町陸軍道路至鐵道山手線約百四十間

四 一等大路第三類第十一 自千駄ヶ谷町參道至同町四ツ谷區界約四十九間

五 一等大路第三類第十三 自西巢鴨町池袋至同町庚申塚約八百二十間

六 一等大路第三類第十五 自三河島町木ノ本至南千住町下谷區界約八百二十間

七 一等大路第三類第十七 自吾嬭町小村井至龜戸町城東電車軌道約千十間

八 一等大路第三類第二十 自大崎町谷在家至同町鐵道線約二百四十間

九 二等大路第一類第十 自澁谷町玉川電氣軌道至目黒町役場前約七百九十間

十〇 二等大路第一類第十二 自西巢鴨町小石川區界至同町池袋環狀線約七百九十間

三 教育施設

本事業は震災に依り焼失したる東京府立第三中學校、第一高等女學校、工藝學校、實科工業學校及化學工業學校の建築を復興事業として執行せり。

丙 市長に於て執行するもの

復興計畫に依る本市の施設中土地區劃整理、補助線街路の新設擴張、小公園の新設は國に於て執行するものと同様とし都市計畫事業として執行するものにして、上水道の復舊及擴張、下水道改良事業は共に都市計畫事業に屬すと雖震災に依る復舊工事及計畫の一部として執行せるものなり、又都市計畫に依る中央卸賣市場の施設は本場建設を復興事業に移し分場建設は別途の費用に依り施設し、其の他小學校、市立病院、社會事業、塵芥處分設備並電氣事業等は復興計畫に依れり、其の概要に就ては本編第五章第三節及第四節に於て詳述するを以て之を略す。

第二節 設計方針

復興事業の執行に當りて國は之が基準たるべき設計方針を定めたるを以て、本市に於ても國と同一關係の事業に在りては其の方針に據り同一歩調の下に本事業を執行せむとするものにして、其の設計方針を擧ぐれば即ち左の如し

第一項 土地區劃整理設計方針

一 基本調査

- 一 焼失区域内の土地の實測を爲し、土地原簿及權利者名簿を作製すること。
- 二 上下水道電信電話電氣瓦斯等の地下埋設物の現狀調査を爲すこと。
- 三 残存建物及其他の敷地の調査を爲すこと。

四 耕地整理法第四十三條第一號乃至第七號の土地の調査を爲すこと。

二 區劃設計

一 區廓の配列

- イ 區廓の配列を定むるに當りては在來の地下埋設物並下水設備等を考慮し、支障なき道路は成可く之を存置し新に開設すべき街路の規準とすること。

一 基本調査

- 一 焼失区域内の土地の實測を爲し、土地原簿及権利者名簿を作製すること。
- 二 上下水道電信電話電氣瓦斯等の地下埋設物の現状調査を爲すこと。
- 三 残存建物及其の他の敷地の調査を爲すこと。

第一項 土地區畫整理設計方針

四 耕地整理法第四十三條第一號乃至第七號の土地の調査を爲すこと。

二 區劃設計

一 區廓の配列

イ 區廓の配列を定むるに當りては在來の地下埋設物並下水設備等を考慮し、支障なき道路は成可く之を存置し新に開設すべき街路の規準とすること。

ロ 區廓の長軸は成可く主要道路に平行せしむる様區廓の配列を定むること。

二 區廓の形狀

一 區廓の長軸の長さは其の短軸の二倍乃至四倍と爲すこと。

三 一敷地の奥行並開設すべき道路の最小幅員

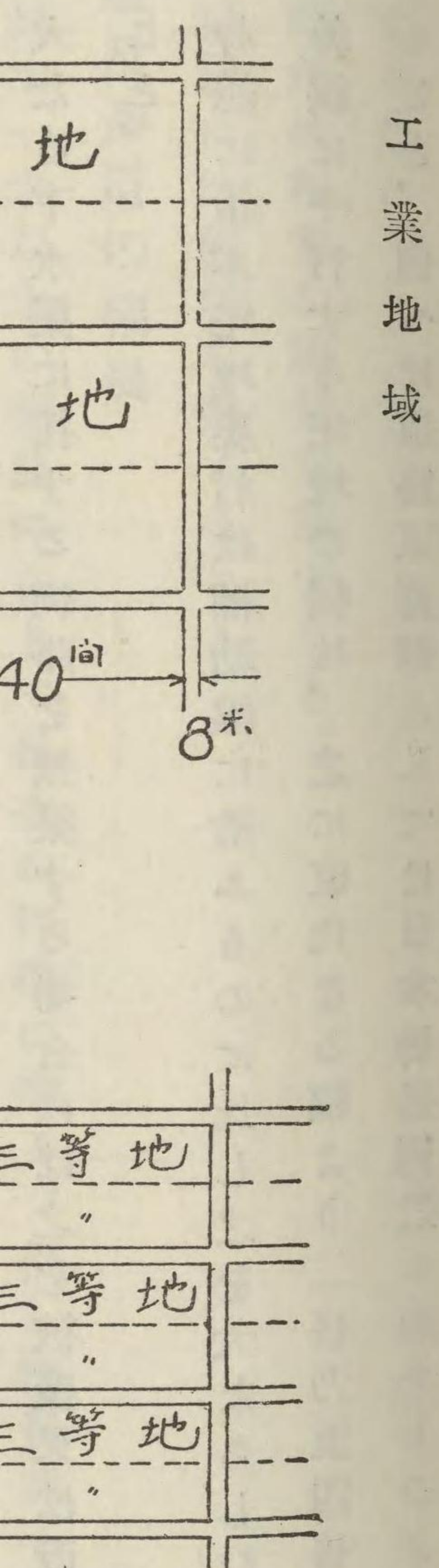
一敷地の奥行並開設すべき道路の最小幅員は地域地區並土地の實狀を參酌し之を決定すべきも大略左記標準(地域圖及別表參照)に依ること。

四 建築線の指定

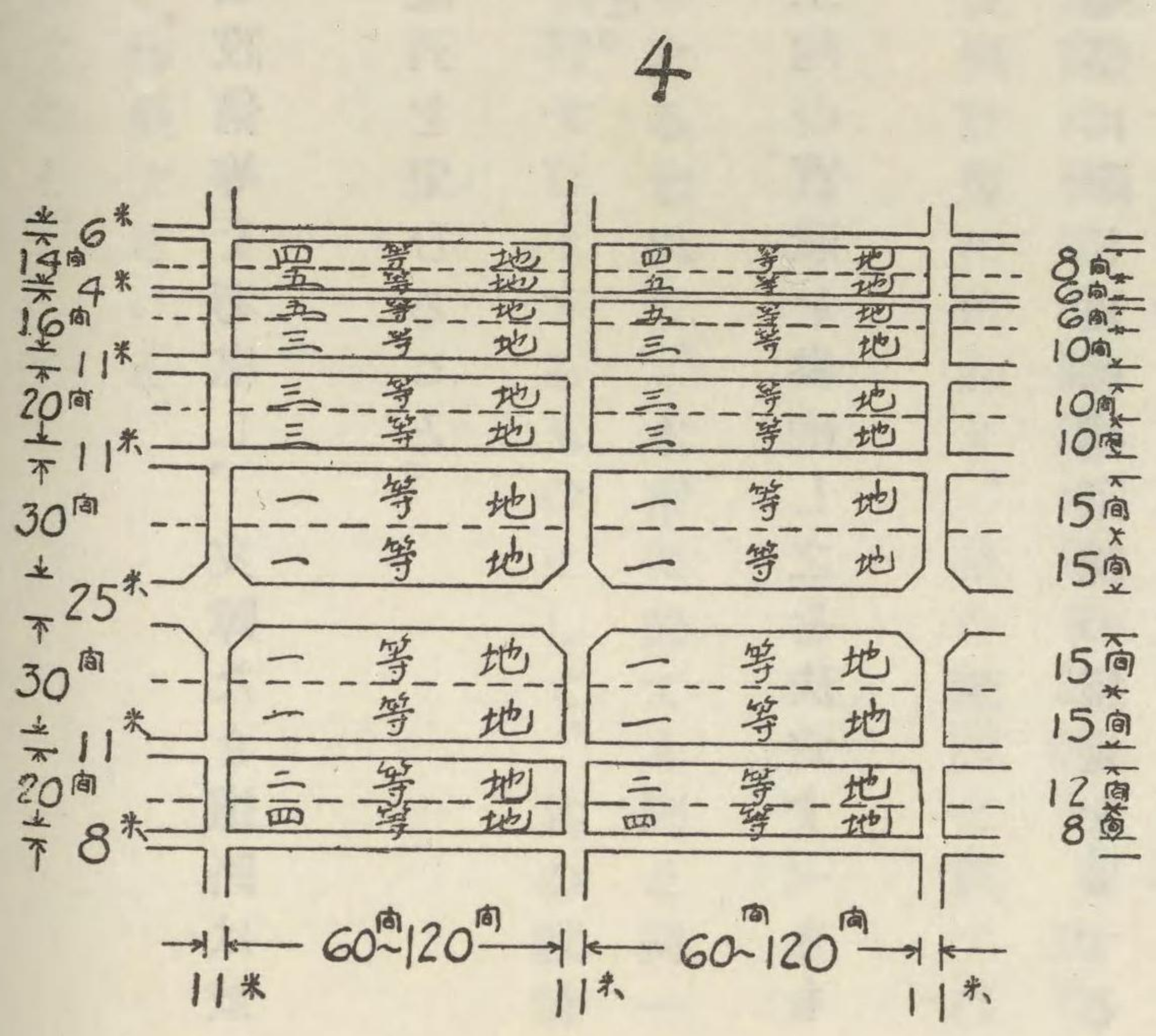
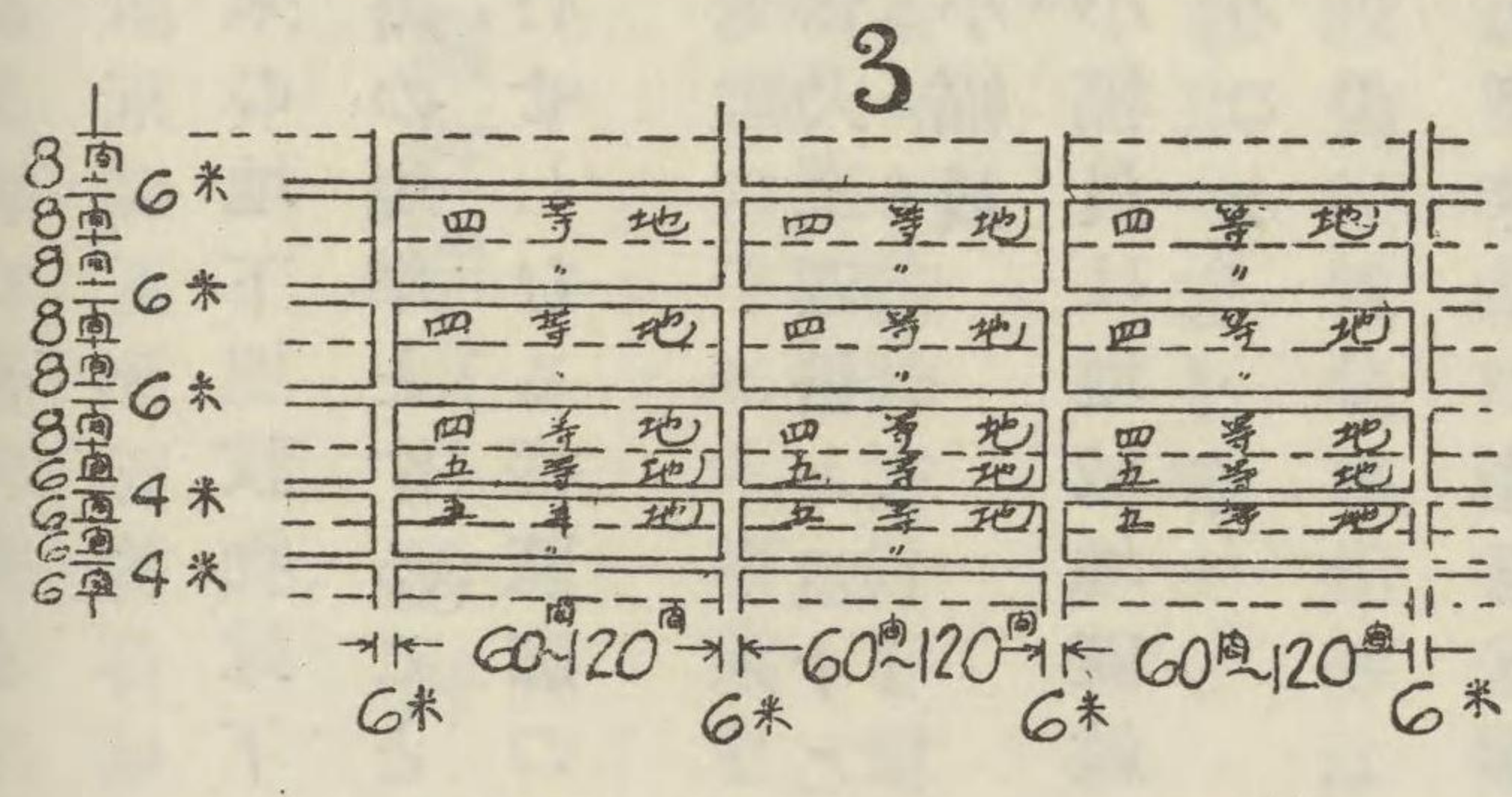
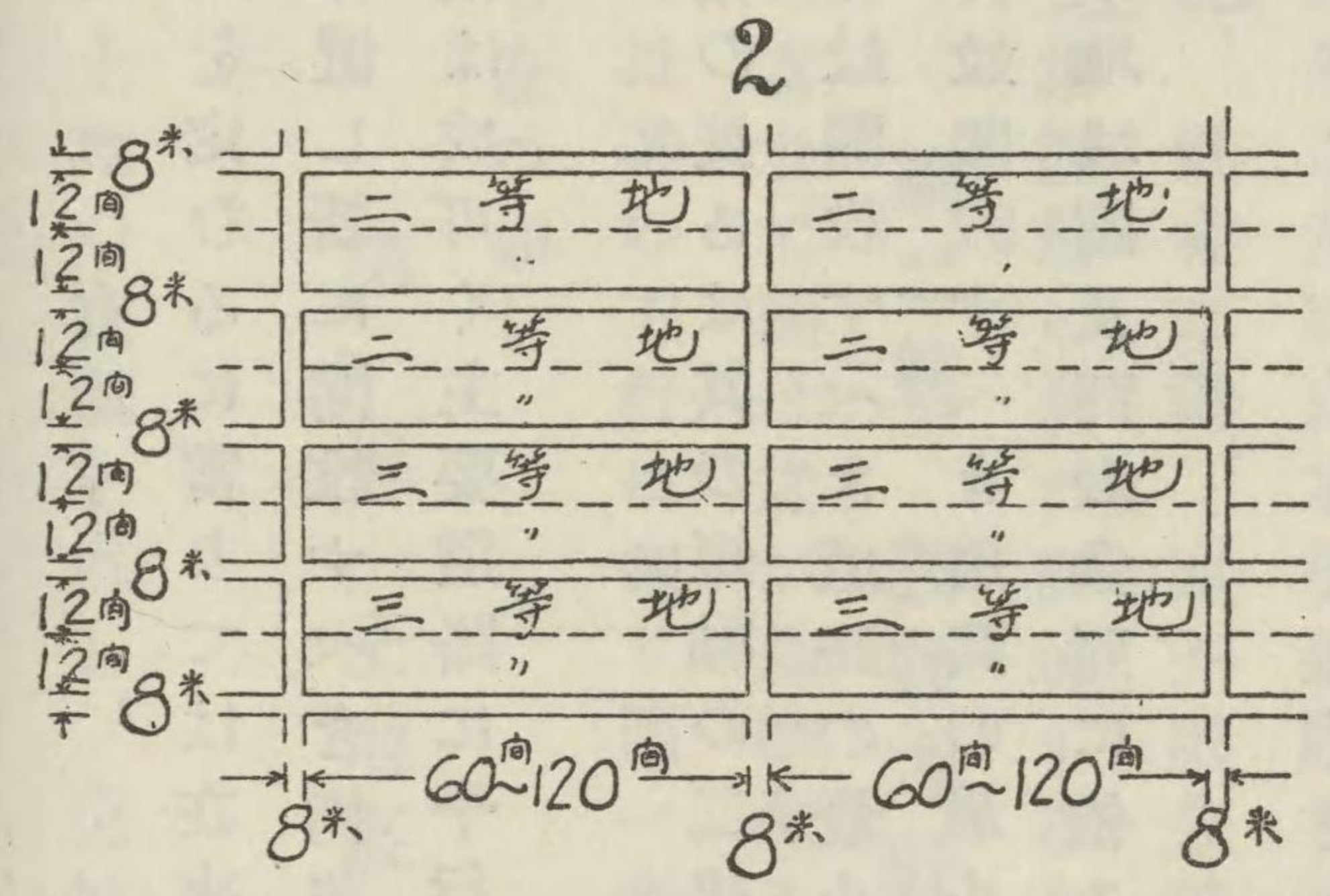
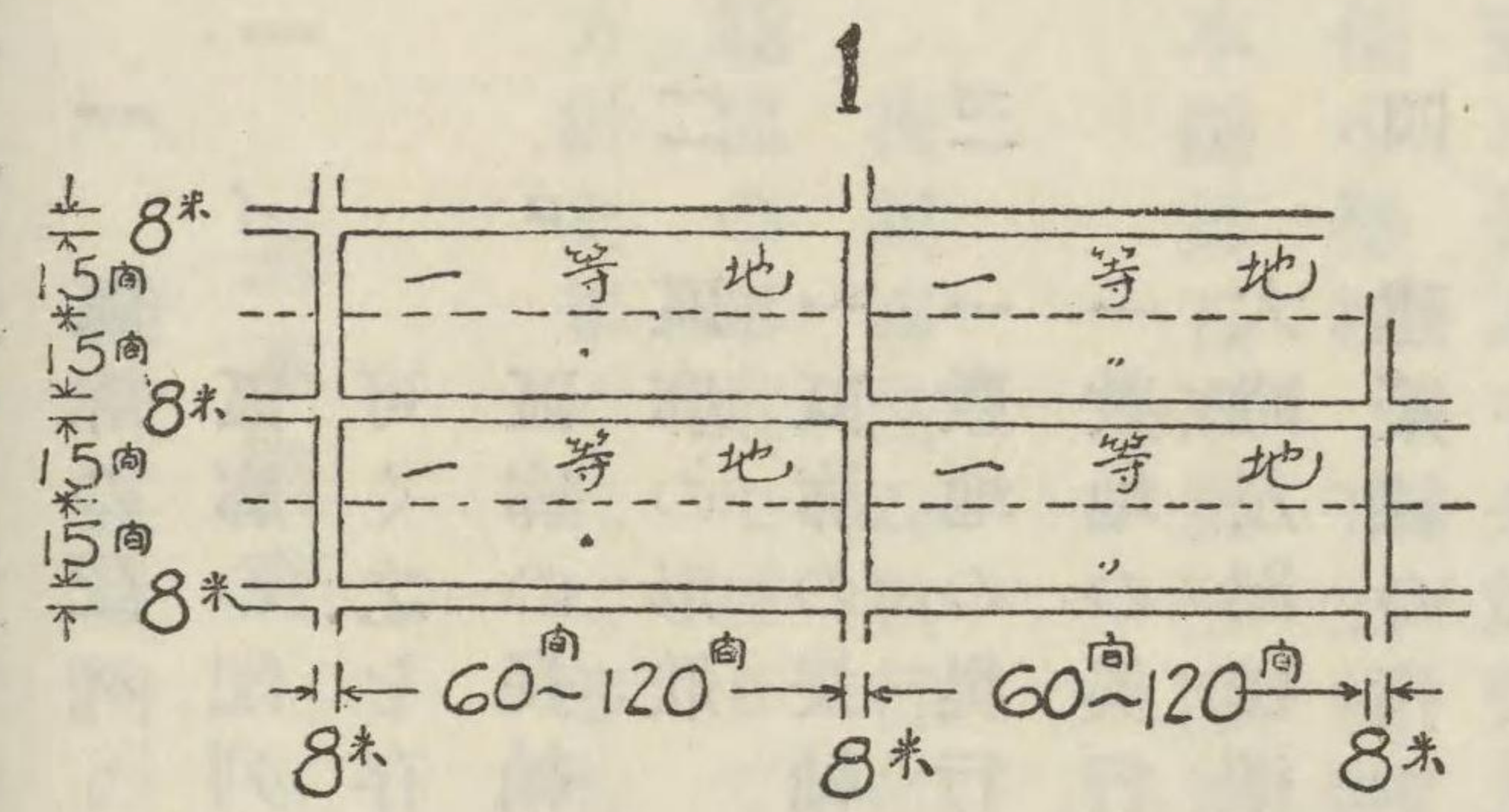
區劃設計を爲すに當り、土地の實狀を考察して建築物の建築に際し更に建築線の指定を要する箇所は寧ろ整理設計として幅員四米以上の道路を開設し、土地の實狀不明確の箇所は區廓の奥行稍過大と認めらるゝときも之を建築線の指定に俟つこと。

(別表)

區分	住居地域		商業地域		工業地域		倉庫地域	
	敷地奥行	道路の最小幅員	敷地奥行	道路の最小幅員	敷地奥行	道路の最小幅員	敷地奥行	道路の最小幅員
一等地	二〇間	八米	一五間	八米	三〇間	八米	三〇間	八米
二等地	一五間	八米	一三間	八米	一五間	八米	一五間	八米



工業地域



商業地域 (地域圖)

備考一 指定せざる地域に於ては土地の状況に應じ前記標準を參酌して定むること。
 二 商業地域内特殊の地域は前表の道路の最小幅員を四米まで遞減し得ること。

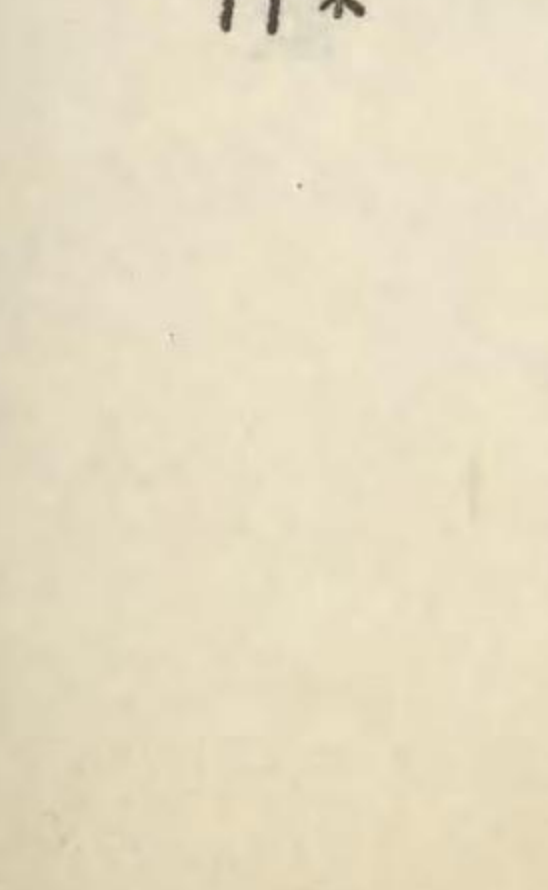
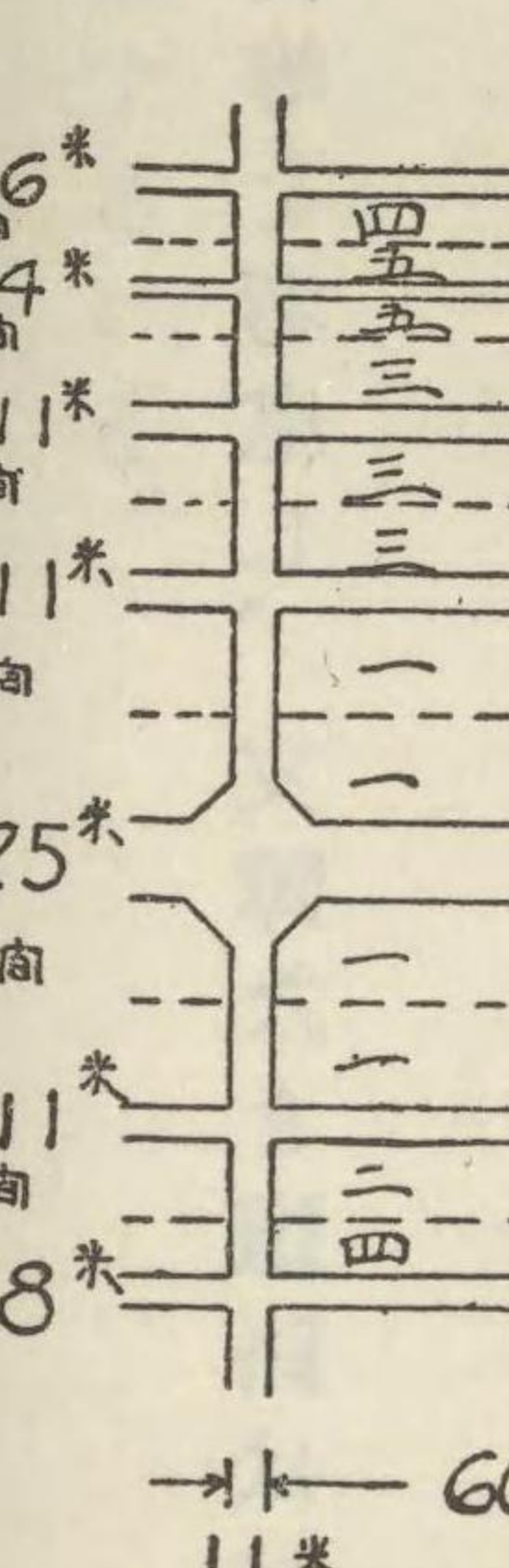
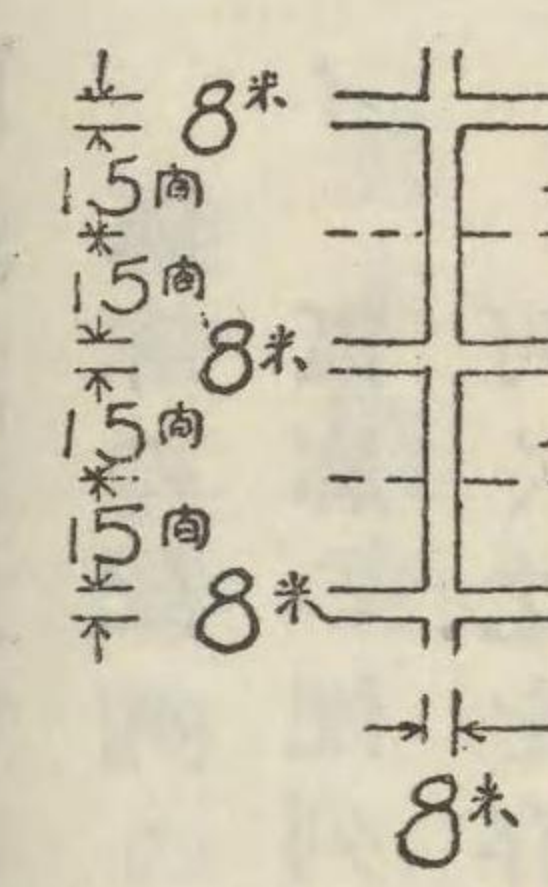
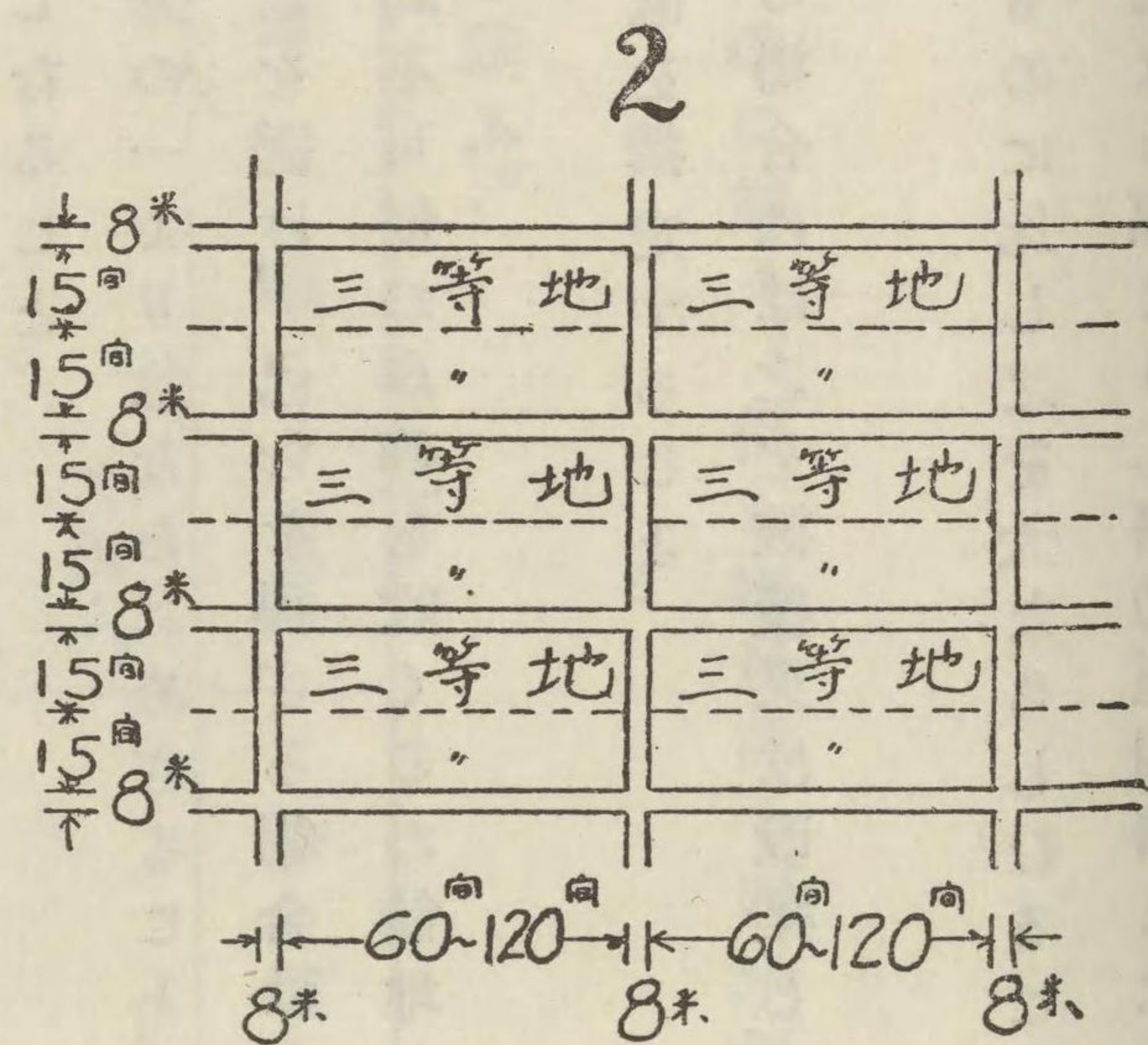
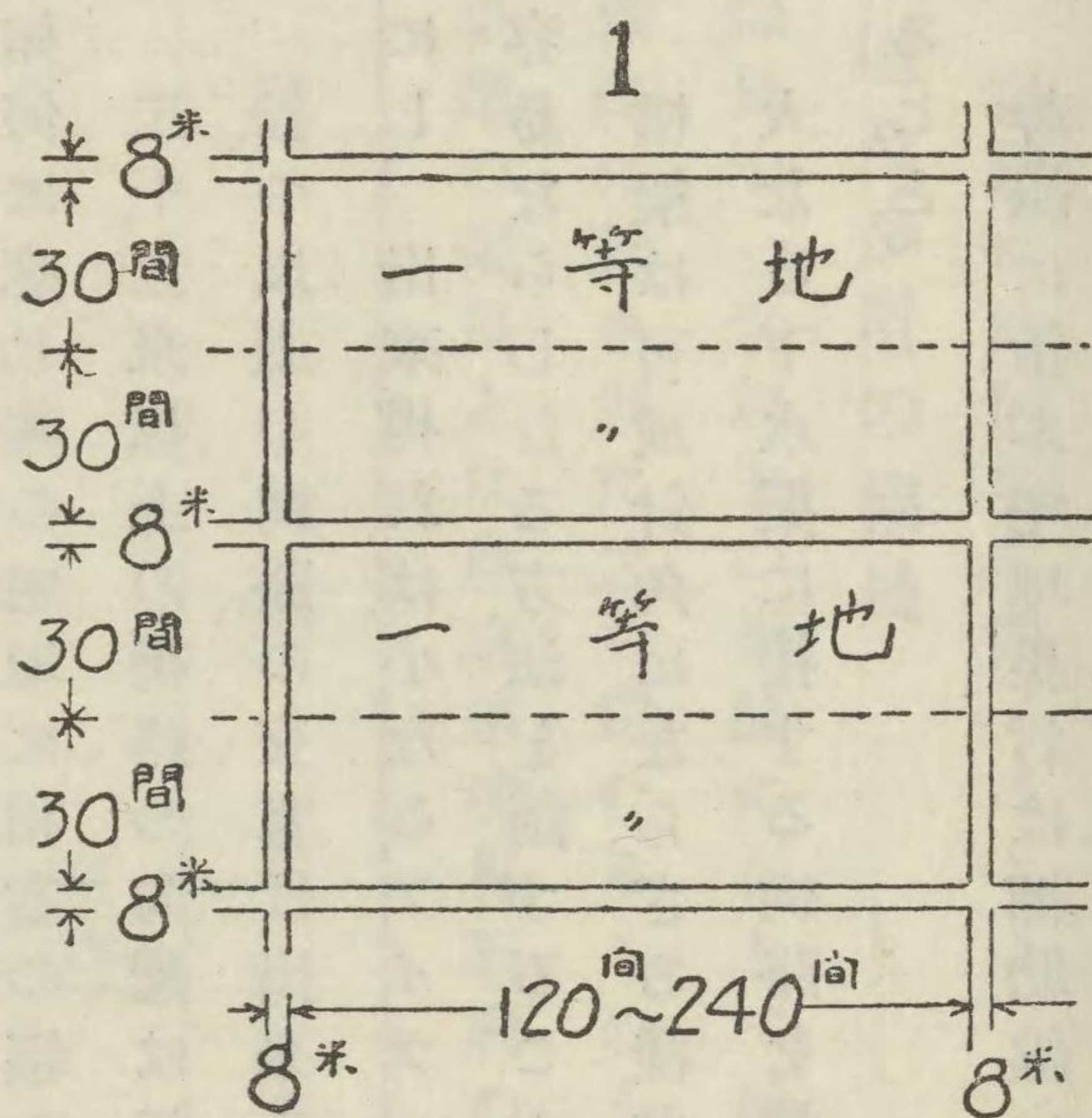
五 等 地	四 等 地	三 等 地
六	八	一〇
四	六	八
六	八	一〇
六	六	八

第四章 復興計畫の梗概

- 一 街路設計の方針
- 一 道路幅員は米突法を用ふること。
 - 二 現在の市街區劃は特に整理の必要を認むるものゝ外現狀を維持すること。
 - 三 地下鐵道が通ずる可能性多き箇所は街路幅員を二十七米以上とすること。
 - 四 電車軌道を通すべき街路は幅員を二十二米以上とすること。
 - 五 舊都市計畫議定路線は可成之を採用すること。
 - 六 舊電車軌道免許線も亦可成之を採用し、既に其の用地買收済のものに付ては特に之を利用する様

第四章 復興計畫の梗概

第二項 街路橋梁設計方針



留意すること。

- 七 地下埋設物の移築する場合に於ては、原則として左右兩側に擴ぐる方法を採用すること。
- 八 現在街路を擴築する場合に於ては原則として左右兩側に擴ぐる方法を採用すること。
- 九 震災の際に残存せる永久的建築物の中被害少なきものは可成之を避けて街路に當らしめざる

一〇 二十二米以下の補助線は喰違ひ又は屈曲を餘り考慮せず、可成現在の道路を利用して擴築すると同時に幹線に對し相當系統的に配置すること。

一一 街路の屈折點は出來得る限り之に交叉する街路との交叉點箇所を選ぶこと。

一二 河川運河及之に沿ふ街路との間に存する宅地の利用を有效ならしむる爲、河幅の大小位置の如何に應じ其の宅地に相當の幅を存せしむること。

一三 二十二米以上の街路の勾配は二十五分の一より急ならしめざること。

一四 二つ以上の街路の交叉は出來るだけ之を避け、已むを得ざる場合は數線が一點に交らざる様にし、出來得れば小なるアイランド(車馬不可侵の島等)を設くるの餘地を存せしめ、交通整理を容易ならしむる方法を講ずること。

一五 橋梁は可成針角にならざる様其の位置を撰定すること。

一六 大なる下水渠に接する街路を擴築する場合には之を被覆又は改築して可成街路敷地に利用すること。

一七 幹線に沿ふ宅地奥行は補助線に沿ふものに比し之を大ならしむること。

一八 幹線に平行する宅地の幅は、之に直角なる幅より二倍乃至四倍となる様に道路區劃割を設計すること、例へば道路區劃割としては日本橋通附近の如きものよりは銀座附近の如き方式を採用すること。

用すること。

一九 街角は相當の隅切を施すこと。

二〇 橋詰には廣場を設くること。

二 車道及歩道の幅員

一 幅員十一米以上の街路に在りては次の標準に據る、但し幅員四十四米以上のものに在りては各

一六 大なる下水渠に接する街路を擴築する場合には之を被覆又は改築して可成街路敷地に利用すること。

一七 幹線に沿ふ宅地奥行は補助線に沿ふものに比し之を大ならしむること。

一八 幹線に平行する宅地の幅は、之に直角なる幅より二倍乃至四倍となる様に道路區劃割を設計すること、例へば道路區劃割としては日本橋通附近の如きものよりは銀座附近の如き方式を採

用すること。

一九 街角は相當の隅切を施すこと。

二〇 橋詰には廣場を設けること。

二 車道及歩道の幅員

一 幅員十一米以上の街路に在りては次の標準に據る、但し幅員四十四米以上のものに在りては各街路に就き別に之を定むるものとす。

車道の幅員とは歩車道境界石肩の距離を謂ふ。

街路幅員	車道幅員	歩道各側幅員
三六 ^米	二四 ^米	六 ^米
三三	二二 ^〇	五 ^五
二七	一八 ^〇	四 ^五
二五	一六 ^六	四 ^二
二三	一四 ^六	三 ^七
二〇	一三 ^〇	三 ^五
一八	一一 ^〇	三 ^五
一六	一〇 ^〇	三 ^〇
一五	九 ^〇	三 ^〇
一一	六 ^〇	三 ^〇

第四章 復興計畫の梗概

三九〇

二 路面電車軌道を敷設する街路にして幅員二十二米のものに在りては特に車道幅員を十六米六、歩道各側幅員を二米七とす。

三 地域の關係其の他特別の事由ある場合に於ては、前二項の標準に據らざることを得。

三 横斷竝縦斷勾配

一 横斷勾配
イ 車道の横斷勾配は次の標準に據る。

路線種類	縦斷勾配
シート、アスファルト道	1/50 未滿
舗木道	1/25 未滿
セメント、コンクリート道	1/50 以上
煉瓦道	1/60
舗石道	1/25 以上
瀝青コンクリート道	1/25
瀝青マカダム道	1/35
砂利道	1/40
碎石道	1/50

ロ 舗装車道の横斷面曲線は双曲線を使用すべし。

但し路面電車道ある場合には各外側軌條上端を横斷面曲線の頂點とす。

ハ 歩道は特殊の箇所を除き車道に向ひ1/30乃至1/60の横斷勾配を附するものとす。

二 縦斷曲線

イ 街路縦斷面勾配の變化(代數差)が1/100以上なる箇所には大體次の標準に依り縦斷曲線を設くべし。

勾配の變化	曲線長	勾配の變化	曲線長
-------	-----	-------	-----

碎砂
石利
道道

$\frac{1}{25}$

$\frac{1}{35}$

$\frac{1}{50}$

舗装車道の横断面曲線は双曲線を使用すべし。
但し路面電車道ある場合には各外側軌條上端を横断面曲線の頂點とす。

ハ 歩道は特殊の箇所を除き車道に向ひ $\frac{1}{30}$ 乃至 $\frac{1}{60}$ の横断勾配を附するものとす。

二 縦断曲線

イ 街路縦断面勾配の變化(代數差が $\frac{1}{100}$ 以上なる箇所には大體次の標準に依り縦断曲線を設くべし。

$\frac{3}{100}$	$\frac{2}{100}$	$\frac{1}{100}$	勾配の變化	曲線長	勾配の變化	曲線長
—	—	—				
$\frac{4}{100}$	$\frac{3}{100}$	$\frac{2}{100}$				
$\frac{6}{100}$	$\frac{5}{100}$	$\frac{4}{100}$				
以上	—	—				
	$\frac{6}{100}$	$\frac{5}{100}$				

縦断曲線は拋物線を用ひ、十米以下に於て適當の距離毎に高さを算出して其の間は直線を以て結付くるものとす。

四 地先側溝及境界側溝

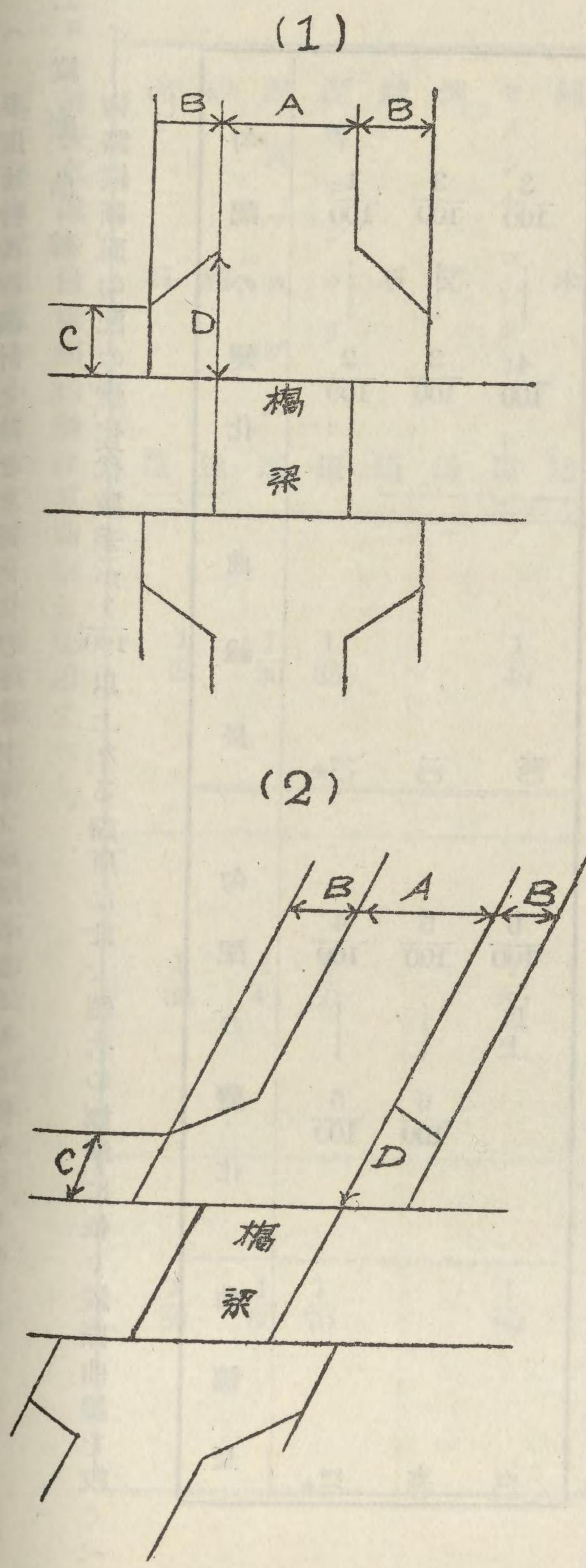
- 一 地先側溝は其の内法外端が角路敷地の境界線に一致する様設置すべし。
- 二 歩車道境界石の高さは十一纏を標準とし、九纏より小に又二十纏より大ならざるものとす。
- 三 「レ」形境界線側溝縦断勾配は $\frac{1}{300}$ を標準とすべし。

五 街角翦除並橋詰に於ける街路幅員

- 一 街角の翦除
- イ 幅員六米以下の街路が幅員十一米未満の街路と交會する箇所の街角は之を翦除せず、但し必要ある場合は特別に設計するものとす。

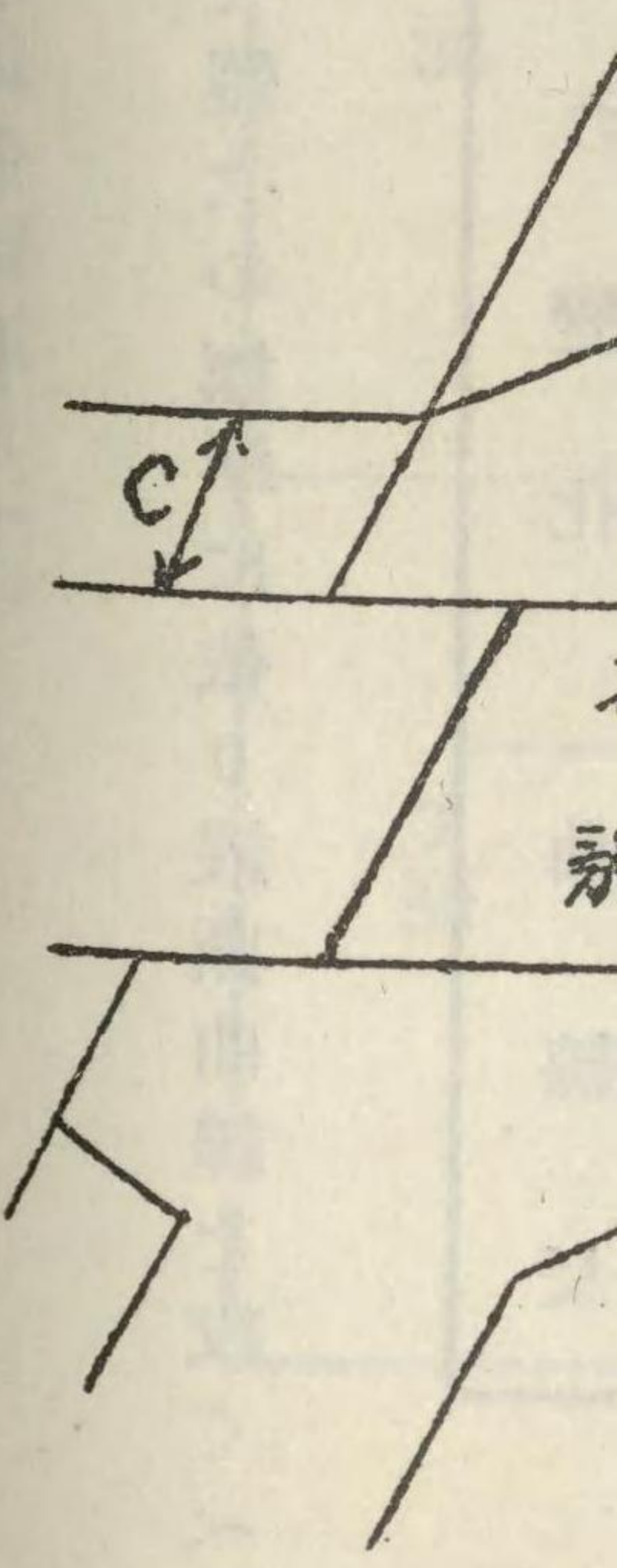
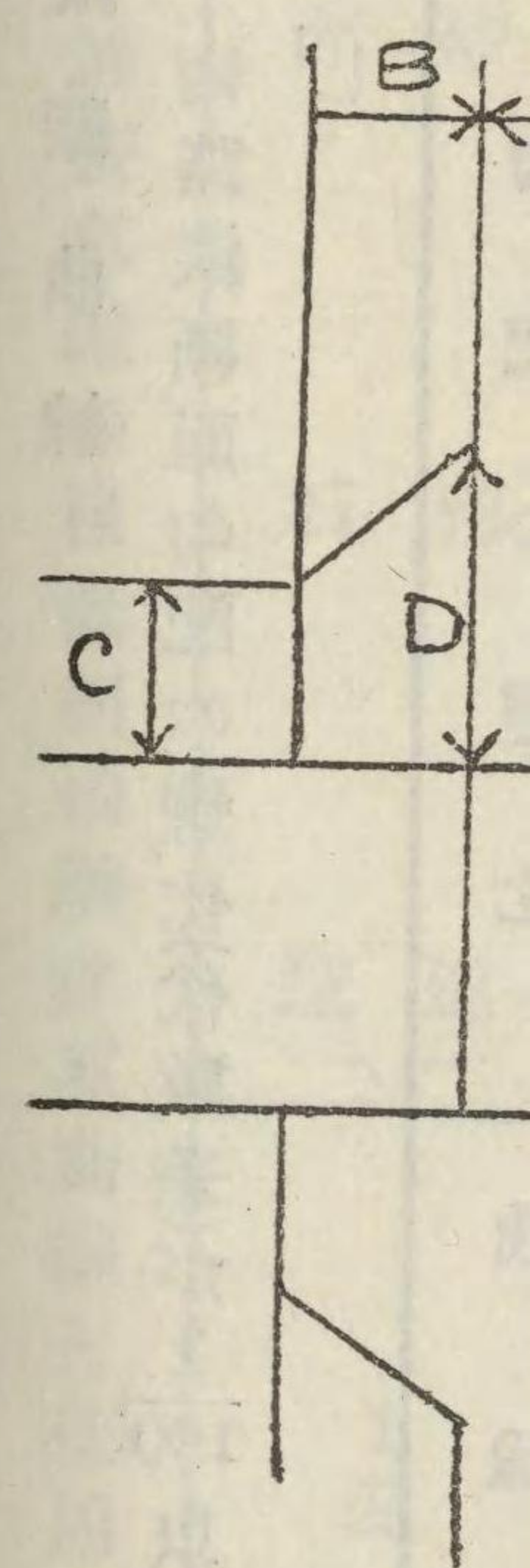
第四章 復興計畫の梗概

- ロ 幅員八米以上十一米未満の街路が互に交會する箇所は幅三米の剪除をなすべし、但し土地状況により剪除せざることを得。
- ハ 幅員十一米未満の街路が幅員十一米以上の街路と交會する箇所は之を剪除せず。
- ニ 幅員十一米以上二十二米未満の街路が幅員十一米以上の街路と交會する箇所は幅四米の剪除をなすべし。
- ホ 幅員二十二米以上の街路が互に交會する箇所は幅十二米の剪除をなすべし、但し路面電車軌道分岐曲線なき箇所は八米の剪除をなすべし。
- ヘ 街路交叉特に鋭角なる場合は以上の規定に據らず特別に設計するものとす。
- 二 橋詰に於ける街路剪除
 - イ 橋詰に於ける街路の幅員は次の如く擴大すべし。



Bは取付街路幅員A斜橋にありては(2)の如く斜幅Aの $\frac{1}{2}$ とし、最小八米最大十八米とすべし。
 Cは取付街路幅員A斜橋の場合は前項に同じの $\frac{1}{2}$ とし、最小六米最大十一米とすべし。
 DはCの二倍とし、最小十二米最大二十二米とすべし。

ロ 斜度特に甚しき橋梁に在りては以上の規定に據らず特別に設計するものとす。



Bは取付街路幅員A斜橋にありては(2)の如く斜幅Aの $\frac{1}{2}$ とし、最小八米最大十八米とすべし。
 Cは取付街路幅員A斜橋の場合は前項に同じの $\frac{1}{2}$ とし、最小六米最大十一米とすべし。
 DはCの二倍とし、最小十二米最大二十二米とすべし。

斜度特に甚しき橋梁に在りては以上の規定に據らず特別に設計するものとす。

六 軌道安全地帯

- 一 安全地帯は特別の場合を除くの外軌道交叉点以外の重要な停留場に設くること。
- 二 安全地帯は特別の場合を除くの外次の標準によること。

街路幅	安全地帯幅
四四 ^米	一・八 ^米
三六	一・八
三三	一・八
二七	一・二
二五	一・二
二二	一・二

三 安全地帯の長さは特別の場合を除くの外次の標準に依ること。

特に重要な停留場 四七米

其の他の停留場 三二米

四 安全地帯の高さは舗装面より〇・二米を標準とすること。

- 五 安全地帯と外軌條との間隔は直線部に於て二尺とすること。
- 六 安全地帯は永久的構造と假設構造との二種類とすること。
- 七 電車分岐線ある場合は分岐線始點より手前に置くこと。
- 八 電車分岐線なき場合は街角見透し線より手前に置くこと。

七 街路の鋪裝

- 一 鋪木道 掘鑿の上路床を輾壓固定したる後基礎コンクリートを平均厚さ六寸五分程に敷均し、路表木塊厚さ三寸乃至三寸五分幅三寸長さ五寸のものを目地幅一分二厘乃至一分五厘に鋪設し、アスファルト及乾砂を以てその間隙を埋む。
- 二 鋪石道 掘鑿の上路床を輾壓固定し、基礎コンクリートを七寸厚に敷設し、セメント一、砂三の割合に調合せる褥層膠泥を厚さ六分に敷き、路表石塊厚さ四寸幅三寸五分長さ五寸乃至一尺のものを並べ、且筋三分をアスファルト又は膠泥を以て鋪設す。
- 三 瀝青コンクリート道 先づ路床を掘鑿しルーラーを以て充分に固めたる上基礎コンクリートを六分五厘厚に敷均し、路表瀝青コンクリートを約二寸の厚さに壓縮鋪設す。
- 四 瀝青マカダム道 掘鑿して路床をルーラーを以て充分に固めたる上に、三寸目以下二寸目の堅碎石を厚さ約四寸に敷均し、更に目潰しとして六分目以下の堅碎石を厚さ五分に施し、輾壓して約三寸に沈壓したる上に二寸目以下の堅碎石を三寸厚に敷均してルーラーを以て固めたる上、更に瀝青劑を一面に撒布し其の上に六分目以下二分目程度の堅碎石を四分厚に敷均し、再び瀝青劑を一樣に撒布し更に其の上に三分以下の堅碎石を敷均し、ルーラーを用ひて平滑に仕上げ厚さ六寸に鋪設す。
- 五 歩道コンクリート 先づ路面を掘鑿して路床をルーラーを以て固め、基礎砂利を三寸厚に敷設

八 橋梁の桁下空間限界に關する標準

- し、路面は膠泥を以て五分厚に平坦塗設するか又はコンクリート厚さ約二寸に鋪設す。
- 一 荒川及荒川派川以外の河川及運河に架設するに當りては左記事項を遵守すること。
 - イ 河川の交叉點は合流點より一一〇米以内(但し距離は護岸交叉點より測る)の橋梁は可成一徑間とすること。

更に瀝青劑を一面に撒布し其の上に六分目以下二分目程度の堅碎石を四分厚に敷均し、再び瀝青劑を一様に撒布し更に其の上に三分以下の堅碎石を敷均し、ルーラーを用ひて平滑に仕上げ厚さ六寸に鋪設す。

五 歩道コンクリート 先づ路面を掘鑿して路床をルーラーを以て固め、基礎砂利を三寸厚に敷設

八 橋梁の桁下空間限界に關する標準

し、路面は膠泥を以て五分厚に平坦塗設するか又はコンクリート厚さ約二寸に鋪設す。

一 荒川及荒川派川以外の河川及運河に架設するに當りては左記事項を遵守すること。

イ 河川の交叉點は合流點より一一〇米以内(但し距離は護岸交叉點より測る)の橋梁は可成一徑間とする事。

ロ 橋臺前面は出來得る限り護岸法面と東京灣中等潮位以下一、一一二米(靈岸島水位基標零點)の水準面との交叉線より川表に突出せしめざること。

ハ 橋脚は可成河川の中央に設けざること。

二 荒川及荒川派川に架橋するに當りては橋桁の下端に於て高さ東京灣中等潮位上五六米(靈岸島水位基標零點)上六・七米強以上幅一六・五米以上の徑間一箇所又は幅一〇米以上の徑間二箇所以上を存置せしむること、但し間隔四米以上に配置せられたる吊床桁は高さ一・二米を限り上記の限界内に入ることを得。

三 小名木川に架橋するに當りては橋桁の下端に於て高さ東京灣中等潮位上四・一米(靈岸島水位基標零點)上五・二米強幅九米以上の徑間一箇所以上を存置せしむること。

四 豎川、北十間川、日本橋川、神田川、龜島川、京橋川、櫻川、築地川(復興局改修部分)、楓川、汐留川、箱崎川、横十間川、大横川(仙臺堀川交叉點以下を除く)、源森川、仙臺堀川、汐濱川(平久川合流點より海に至る間) 中の川に架橋するに當りては橋桁下端に於て高さ東京灣中等潮位上三・四米(靈岸島水位基標零點)上四・五米強以上幅八・二米以上の徑間一箇所以上を存置せしむること。

五 築地川(復興局改修部分を除く)、外濠、大横川(仙臺堀川交叉點以下)、大島川、大島川西支川、大

島川東支川、大横川南支川、油堀川、汐濱川(大横川合流點より平久川合流點に至る間)東堀留川、新川、三十間堀川、古川、山谷堀川(吉野橋より下流)に架橋するに當りては橋桁の下端に於て高さ東京灣中等潮位上三・二五米(靈岸島水位基標零點上四・二五米強)以上幅八・二米以上の徑間一箇所以上を存置せしむること。

六 濱町川、龍閑川、須賀堀川、五間堀川、六間堀川、曳舟川に架橋するに當りては橋桁の下端に於て高さ東京灣中等潮位上二・五米(靈岸島水位基標零點以上三・六米強)以上幅八・二米以上の徑間一箇所以上を存置せしむること。

第三項 運河設計方針

一 運河法線決定要項

- 一 補強工事に依り利用し得べき在來護岸は可成之を利用すること。
- 二 急角度の屈曲は可成之を緩和すること。
- 三 残存の永久的建物中被害少きものゝ移轉は可成之を避くること。
- 四 地下埋設物の移築を少なからしむる様留意すること。
- 五 架橋は可成斜角を避くること。
- 六 運河沿ひには可成道路を設けざること。
- 七 共用場所は可成多く之を設くること。
- 八 運河の交叉又は分岐の隅角は別記の標準に依り之を剪除し婉曲ならしむること。

二 運河交叉點に於ける隅角剪除

運河交叉點に於ける隅角は大略次の半徑を以て剪除するものとす。

$$イ \quad R = 1.5L - \left(\frac{W}{2} + C \right)$$

隅田川以東の運河及同以西運河の隅田川合流口に適用。

$$ロ \quad R = L - \left(\frac{W}{2} + C \right)$$

隅田川以西の運河に適用(隅田川合流口を除く)

七 共用場所は可成多く之を設けること。

八 運河の交叉又は分岐の隅角は別記の標準に依り之を剪除し婉曲ならしむること。

二 運河交叉點に於ける隅角剪除

運河交叉點に於ける隅角は大略次の半徑を以て剪除するものとす。

イ $R = 1.5L - \left(\frac{W}{2} + C\right)$

隅田川以東の運河及同以西運河の隅田川合流口に適用。

ロ $R = L - \left(\frac{W}{2} + C\right)$

隅田川以西の運河に適用(隅田川合流口を除く)

前式中に於て

R は剪除の半徑(米)

L は航行舟筏長(米)

W は航行舟筏幅(米)

C は常數一・八米

前掲の「は交叉運河が幅員十間以上の場合二八・二米六〇尺とし、交叉運河の一が其の幅員に於て十間以下なるときは一五・二米五〇尺を標準とす、又Wに就ては兩運河共其の幅員十間以上の場合六・三米(二一尺)とし、交叉運河の一が十間以下の幅員を有する場合三・六米(一二尺)を標準とす、特別の事情に依り前掲半徑を用ひ得ざるものにして十米以下の半徑となる場合には直線を以て隅角を剪除するものとす。

三 運河幅員並水深決定に關する標準

一 運河航行船舶の寸法は幅員二一尺吃水六尺積載量一〇〇噸を標準とす、但し小名木川筋に於ては幅員二一尺吃水七尺積載量一三〇噸を標準とす。

二 繫留船舶は河岸より二・二七米の位置に舷側を置く場合を標準とす。

三 航行中の各船舷側間の距離は〇・九九米を標準とす。

前掲標準船舶が兩岸各一般繫留しある場合に、二艘乃至五艘の航行船舶あるものとして運河幅員を定め、干潮時に於ても自由に航行し得るを目途とし、其の深度を定むること次表の如し。

第四章 復興計畫の梗概

運河名	同時航行船數	運河幅員	深度
楓川、櫻川、京橋川、汐留川、東堀留川、築地川（一部） 新鑿運河	二	三三	一・八
横十間川、大島川	三	四〇	一・八
神田川、日本橋川、築地川（一部）	四	四七	一・八
小名木川	五	五五	二・一

第三節 帝都復興建築助成

第一項 防火地區並建築補助

火災は都市保安上に於ける最大脅威にして、政府は此の見地より法規を以て火災豫防上特に重要な地域を撰び防火地區を設定せり、而して防火地區は之を甲種防火地區及乙種防火地區の二種とし、甲種防火地區に在りては建物の構造及設備の各部分を耐火構造と爲さしめ、乙種防火地區に在りては建物の外壁を耐火構造又は準耐火構造と爲さしむることとせり。

本市に於ける防火地區に付ては都市計畫委員會の議を経て震災前即ち大正十一年八月一日その指定を見たるも震火災の結果之に多少の變更を加ふるの必要を認め調査研究の結果大正十四年四月二日内務省告示第六十二號を以て變更の指定を見たるものなり、本市防火地區面積左の如し。

種別	防火地區面積	
	燒失區域内	燒失區域外
計		

種別	防火地區面積	
	燒失區域内	燒失區域外
甲種防火地區	七九一、〇〇〇坪	三六一、〇〇〇坪
集團防火地區	四三四、〇〇〇	一
路線式防火地區	一、三三三、〇〇〇	三、一六三、〇〇〇
集團防火地區	五八、〇〇〇	四、〇〇〇
計	一、三三三、〇〇〇	一、五五二、〇〇〇坪

を見たるも震火災の結果之に多少の變更を加ふるの必要を認め調査研究の結果大正十四年四月二日内務省告示第六十二號を以て變更の指定を見たるものなり、本市防火地區面積左の如し。

種別	防火地區面積	
	燒失區域内	燒失區域外
計		

市全面積に對する百分比	甲種防火地區		乙種防火地區		合計
	集團防火地區	路線式防火地區	集團防火地區	路線式防火地區	
	七九、〇〇〇坪	四三四、〇〇〇	五八、〇〇〇	八、〇〇〇	一、二九一、〇〇〇
	三六一、〇〇〇坪	—	四、〇〇〇	一〇五、〇〇〇	四七〇、〇〇〇
	一、一五一、〇〇〇坪	四三四、〇〇〇	六二、〇〇〇	一一三、〇〇〇	一、七六一、〇〇〇
					五・四
					一・九
					七・三

而して右甲種防火地區内に建物の新築又は増築を爲す者に對し、政府は大正十三年八月二日内務省令第十九號を以て防火地區建築補助規則を發布し補助金を交付するの途を開けり、補助額は防火建築と普通建築とを比較し其の建築費の差額の二分の一を超えざる程度となし、建物の構造と其の用途に依り補助率を決定す。

補助の限度

- 一 普通の建築物
 - イ 外壁、床、柱を耐火構造とする建物、坪五十圓以内
 - ロ 外壁のみを耐火構造とする建物、坪四十圓以内
- 二 特殊の建築物
 - 劇場・活動寫眞館・演藝場・觀物場公會堂・旅館・下宿屋・寄宿舎・貸座敷・常設展覽會場・百貨店・勸工場等の建物、自動車車庫及倉庫等の建物に付ては其の建物の大小、收容人員の多寡等に依り坪二十圓若は三十

第四章 復興計畫の梗概

四〇〇

圓以内

三 高層建築物

軒高五十尺、高さ六十尺を超ゆる建物に付ては地盤上四十五尺迄の床面積を限度として坪五十圓以内

第二項 復興建築助成株式會社

政府は震災に依る東京及横濱の經濟狀態に鑑み復興建築を助成し其の資金の融通を圓滑ならしむる爲、當初特に法律を制定して半官半民の特殊會社の設立を企圖したるも實現に至らず、遂に民間の發起人と大藏省東京市及横濱市當局との協議の下に、大正十四年十二月普通の商事會社たる復興助成株式會社を設立せしめ其の事業を援助せしむることとせり、會社の内容は資本金一千萬圓之を二十萬株に分ち該營業資金は一般商事會社と同じく其拂込株金社債借入金等を以て之に充當するの外、東京横濱兩市より合計六千萬圓の資金を年六分の利率を以て長期貸付を受け事業資金に充當し、東京横濱兩市の焼失区域内に於て區劃整理の完成に伴ひ防火本建築となさむとする者に對し會社に於て建物を建築し、二十箇年以内を限度として割賦販賣をなし又は該建築資金を二十箇年を最長償還年限として貸出をなすものにして、該割賦販賣及資金貸付に付ては共に年九分の利息を徵す。若し會社の利益が資本金に對し八分の割合に達せざる場合は東京横濱兩市に於て八分に達する迄其の不足額を補給するものなり。

本會社は其の組織に於て一個の營利團體に過ぎずと雖其の本來の目的に於ては政府並市の復興事業の助成機關として重大の使命を有するものなるを以て、従つて會社は政府及市の監督の下に在る事勿論なり。

第三項 木造建築資金貸付

前述復興建築助成株式會社は専ら耐火構造の建物に對する建物の助成にありと雖、焼失区域内に於て最も多數を占むる木造店舗の復興に對しても相當助成の方法を講ずるの必要を認め、大正十四年四

のなり。
本會社は其の組織に於て一個の營利團體に過ぎずと雖其の本來の目的に於ては政府並市の復興事業の助成機關として重大の使命を有するものなるを以て、従つて會社は政府及市の監督の下に在る事勿論なり。

第三項 木造建築資金貸付

前述復興建築助成株式會社は専ら耐火構造の建物に對する建物の助成にありと雖、燒失區域内に於て最も多數を占むる木造店舗の復興に對しても相當助成の方法を講ずるの必要を認め、大正十四年四月本市は政府に對し木造店舗及店舗向住宅建築助成資金として金八百萬圓の融通方を稟請したるに大正十四年八月内務省より金七百萬圓の融通決定の示達を受けたり、茲に於て市は之が貸付に關する條例を作成し、大正十四年十二月二十五日市會の決議を経て同十五年四月内務大臣の許可を得たるを以て同月東京市條例第四號を以て木造建築資金貸付條例を同月東京市告示第三百三十六號を以て同條例施行細則を公布し市に於て直接之が事務を處理したり。

一 助成方法

助成方法は内務省社會局の指示に基き各區に一個宛の産業組合法に依る信用組合を組織せしめ、該組合を通じて組合員に資金を貸付くる方法にして、本資金貸付に依り助成すべき棟數は差當り四千棟の見込なるも回收資金の再運用に依りて八千乃至一萬棟の建築を助成する計畫にあるものとす。

二 資金貸付方法

前記組合に對する建築資金の貸付は建築費八割を標準として組合員一人當り最高建築費を六千圓と定め、組合員の建築計畫を審査して組合理事會の意見に依り貸付額を決定するものにして、組合員は組合に對し該建築家屋を擔保として第一順位の抵當權を設定せしめ、且東京府管内に居住し直接國稅年額二十圓以上を納め相當信用ある者二人以上を連帶保證人たらしめ、又建築家屋は組合の指定したる火災保險會社の火災保險に付せしむるものにして、組合は市に對し前記抵當權並保險債權を擔保に

第四章 復興計畫の梗概

供し質權を設定す。

三 組合の管理

本建築助成の信用組合設立に付ては専ら關係區長をして其の衝に當らしめ市商工課に於て掌理せしむ、尙組合に對しては總額一萬圓設立費補助金を交付せり。

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

第一節 概 説

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

第一節 概 説

帝都復興事業は焼失區域に於ける土地區劃整理、街路橋梁、運河公園等の施設並上下水道市場教育衛生社會及電氣事業等の施設を爲すものなり、而して其の内幹線街路並其の橋梁の新設改修、運河の新鑿改修埋立、大公園の新設及土地區劃整理の一部は國に於て直接施行し、其の他は地方團體たる府市の施行に俟ち、之に對して政府は財政上の援助を與ふるものとす。

當初復興事業は東京横濱に於ける鐵道築港及其の他諸官衙の建築等を網羅し、尙燒失區域外山手及郡部に對する施設をも加へたる頗る大規模の計畫の下に之を施行せむとするの豫定なりしが、之に要する經費尨大に失し、大震災災後に於ける國家財政に於ては到底遂行困難なる状態にありしを以て、先づ最も緊急且適切と認むる上記事業の復舊若は擴張に止むるを至當となし、此の見地に於て大正十二年十二月第四十七議會に提出せる所謂復興豫算總額は之を五億七千四百八十一萬六千四百九十九圓に縮少するの止むなきに至れり、然るに議會に於ては東京復興費及横濱復興費の中街路費及土地區劃整理費に對し修正を加へ、結局四億六千八百四十三萬八千八百四十九圓と議決せしが、其の後數回に亘る追加更正の結果、帝都復興豫算總額六億四千九百五十九萬九千五百六十圓に變更せられたり、内政府は東京に於ける政府直接の復興施設費三億六百九十八萬七千四百六十五圓の外東京府及東京市の施行する事業に對する貸付金六千四百六十九萬二千二百二十四圓、同補助金一億五千四百八十萬二千二百三十三圓、東京市復興事業債の利子補給千九百二十五萬三千九百九十四圓及防火地區建築費補助として千八百萬圓、合計五億六千三百七十三萬二千九百九十六圓を直接又は間接に東京の復興費に充當し、殘餘の八千五百三

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

四〇四

十二萬九千二百六十四圓は神奈川縣及横濱市の復興費に充當せり、而して東京府は豫算二千二百萬四千三十六圓を、東京市は三億四千三百三十二萬四千六百十四圓を計上して各其の事業執行に當り。斯くして東京復興に要する以上三者の經費總額は實に六億九千三十一萬六千百十五圓の巨額に上れり。執行者側に依る事業豫算總額左の如し。

一 内務大臣に於て施行するもの

幹線街路修築

二五七、四五八、四〇〇圓

運河修築

二八、八七九、〇六五

大公園新設

一一、九〇〇、〇〇〇

土地區劃整理

八、七五〇、〇〇〇

小計

三〇六、九八七、四六五

防火地區建築費補助

一八、〇〇〇、〇〇〇

(豫算總額二〇、〇〇〇、〇〇〇圓の内)

三二四、九八七、四六五

計

二 東京府知事に於て施行するもの

國道改修

一一、二五四、〇三六

道路環狀線及放射線修築

七、五〇〇、〇〇〇

教育費

三、二五〇、〇〇〇

計

二二、〇〇四、〇三六

三 東京市長に於て施行するもの

土地區劃整理

九三、九五一、〇〇〇

補助線街路修築

八〇、一一四、三一四

道路橋梁改築

一三、六八四、二二一

下水道改良

四〇、二一一、三二一

小公園新設

一三、七五二、一七五

道路環狀線及放射線修築
教育費

計

七、五〇〇、〇〇〇
三、二五〇、〇〇〇
二、二〇〇、四〇三六

三 東京市長に於て施行するもの
土地區劃整理

九三、九五一、〇〇〇

補助線街路修築

八〇、一一四、三一四

道路橋梁改築

一三、六八四、二二一

下水道改良

四〇、二一一、三二一

小公園新設

一三、七五二、一七五

塵芥處分設備

一、八五〇、〇〇〇

中央卸賣市場建設

一五、〇〇〇、〇〇〇

小學校建設

四一、〇五六、五八三

社會事業施設

四、五二五、〇〇〇

市立病院建設

三、一〇〇、〇〇〇

水道速成並復舊

一〇、〇〇〇、〇〇〇

電氣事業施設

二六、〇八〇、〇〇〇

計

三、四三三、三二四、六一四

合計

六、九〇三、三一六、一一五

外に東京市長に於て施行するもの

中央卸賣市場分場建設

六、四〇〇、〇〇〇

下水應急整理

一、六〇〇、〇〇〇

水道鐵管工事

一五、〇〇〇、〇〇〇

電氣事業第二次復興施設

三〇、八四〇、〇〇〇

計

五三、八四〇、〇〇〇

累計

七、四四一、一五六、一一五

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

四〇五

要之帝都復興の事業は前記項目に依り明白なる如く、單に震災に依り破壊せられたる施設の復舊のみならず本市の夙に畫策したる都市計畫事業の外各種の事業を網羅し、幾多重要な都市施設を行ふものにして、就中土地區劃整理事業は帝都復興の根幹をなすものなるが故に本市は之が執行機關として特に區劃整理局(後に復興事業局と改む)を設置し、他の事業に付ては夫々關係局課をして其の執行を爲さしめたり。

土地區劃整理事業は大震災に依る焼失區域千四十八萬七千四百七十坪の内九百四十二萬七千七百九十四坪に對し、宅地の利用増進を計るの目的を以て土地の交換、分合、區劃形質の變更及道路運河河川公園等の用地獲得を行ふものにして、斯くの如く廣汎なる地域を一括して整理を施行するは頗る困難なるに依り、實施上便宜の爲、之を六十五箇地區に分割し後に第六十六地區を追加し第二十七地區を廢止す(内五十箇地區を本市に於て施行し、他の十五箇地區は國に於て施行せり)。

土地區劃整理は復興事業の根本をなすものなりと雖、街路系統の成案を得て初めて其の計畫を樹立し得るのみならず、爾餘の諸設備も亦街路計畫に隨伴して決定せらるゝもの尠からず、從て街路系統の決定は極めて重大なる意義を有す、而して之が復興事業遂行上の必要に基き之を區別して幹線街路、補助線街路、區劃整理街路とせり、右は經費負擔の關係に依り幹線街路の五十二線及國施行地區内の區劃整理街路は國に於て施行し、補助線街路百二十二線及市施行地區内に於ける區劃整理街路は市に於て施行することとせり。

尙路面舗裝、橋梁の復舊、改築、上下水道の擴張、移設、公園の新設、學校建設、衛生施設、社會事業施設、市場施設及電氣事業等に付ては東京市に於て執行するものなり。

備考 本章第三節第三項第六項及第七項は豫算の區分に據らず事業の性質により列記することとしたり。

第二節 土地區劃整理事業

第一項 事業概要

於て施行することゝせり。

尙路面舗装、橋梁の復舊、改築、上下水道の擴張、移設、公園の新設、學校建設、衛生施設、社會事業施設、市場施設及電氣事業等に付ては東京市に於て執行するものなり。

備考 本章第三節第三項第六項及第七項は豫算の區分に據らず事業の性質により列記することゝしたり。

第二節 土地區劃整理事業

第一項 事業概要

東京に於ける土地區劃整理事業は大震災火災に因る焼失區域總面積千四十八萬七千四百七十坪の内九百四十九萬三千八百六坪即ち麴町神田日本橋京橋芝赤坂本郷下谷淺草本所深川の十一區及北豊島郡の内日暮里三河島南千住の三町、南葛飾郡の内砂町等の全部或は一部に付之を施行するものにして、該區域を六十六箇施行地區に區分し、内十五箇地區面積百八十九萬四千七十九坪を内務大臣復興局に於て、他の五十一箇地區面積七百五十九萬九千七百二十八坪を東京市長東京市區劃整理局後復興事業局となるに於て執行する計畫なりしも其の後赤坂溜池方面第二十七地區面積六萬六千十三坪は他の地區より隔絶し且街衢概ね整然たるを以て、之を施行せざるも本事業施行上支障なきを以て之を除外することゝ爲したる結果東京市長施行地區は五十箇地區面積七百五十三萬三千七百五十五坪となれり、而して之に對し豫算總額九千三百九十五萬千圓此の外關係事業費より支出したる金額六千九百二十九萬五千九百圓を以て本事業の完成を期するものにして、内其の三分の二は國庫より補助を受け殘餘は國庫其の他の借入金をして充當し、以て大正十二年度より昭和四年度に至る七箇年當初大正十二年度より昭和二年度に至る五ヶ年繼續事業たりしを二箇年延長に亘り繼續執行すべく内閣の認可を得たる都市計畫事業なり。

土地區劃整理事業は各地區毎に獨立して區劃整理を實行するものなりと雖、道路公園運河等の諸施設は焼失地域の内外に亘り系統あり脈絡ある計畫として確定せられ、常に各地區相互間の連絡を保ち之を基準として施行するものにして、公共用地以外即ち宅地は従前の面積等位を基準として整理後に

於ける宅地を換地として夫々從來の権利者に交付す、然れども地形又は附近の状態等其の他種々の事情に依り必ずしも各筆同一の割合に依る換地を交付し得ざる爲清算金の徴收、交付に依り過不足の調節を行ふものとす、而して土地に關する換地設計定まるときは建物其の他の工作物及地下埋設物及之に準ずる工作物の移轉整理を爲すものなり。

第二項 施行區域

一 區 域

東京都市計畫土地區劃整理施行區域は大正十三年三月二十日內務省告示第三百三十一號を以て告示せらる、其の區域左の如し。

麴町區

- 一、上六番町、元園町一丁目、麴町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、山元町一丁目、同二丁目、元平河町、同一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、飯田河岸、飯田町四丁目、同五丁目、大手町二丁目、道三町、錢瓶町、元衛町、有樂町三丁目全部
- 二、三番町、富士見町一丁目、上二番町、下二番町、一番町、五番町、元園町二丁目、麴町五丁目、平河町五丁目、飯田町一丁目、同二丁目、同三丁目、同六丁目、大手町一丁目、内幸町一丁目、隼町、有樂町一丁目、同二丁目ノ一部

神田區

和泉町、佐久間町二丁目、同三丁目、同四丁目、平河町ヲ除ク

日本橋區

全部

京橋區

築地四丁目、佃島、新佃島西町一丁目、同二丁目、同三丁目、新佃島東町一丁目、同二丁目、月島東河岸通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、月島東中通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目

町、有樂町一丁目、同二丁目ノ一部
神田區

和泉町、佐久間町二丁目、同三丁目、同四丁目、平河町ヲ除ク
日本橋區

全部

京橋區

築地四丁目、佃島、新佃島西町一丁目、同二丁目、同三丁目、新佃島東町一丁目、同二丁目、月島東河岸通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、月島東中通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、月島西中通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、月島西河岸通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、月島通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目、明石町ノ全部及南小田原町一丁目ノ一部ヲ除ク

芝區

一、新幸町、琴平町、南佐久間町一丁目、同二丁目、櫻田備前町、櫻田鍛冶町、櫻田和泉町、櫻田太左衛門町、櫻田久保町、櫻田善右衛門町、櫻田伏見町、兼房町、烏森町、芝口一丁目、同二丁目、同三丁目、日蔭町一丁目、同二丁目、源助町、愛宕下町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、柴井町、宇田川町、宇田川横町、三島町、神明町、新錢座町、宮本町、新網町、濱松町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、湊町、中門前一丁目、同二丁目、同三丁目、土手跡町、七軒町、片門前一丁目、同二丁目、愛宕町一丁目、同二丁目、同三丁目、田村町、西久保櫻川町、西久保廣町、西久保明船町、西久保巴町、露月町、二葉町ノ全部
二、芝公園地、葦手町、神谷町、汐留町一丁目、同二丁目、櫻田本郷町ノ一部
赤坂區

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

四一〇

一、新一丁目、同二丁目、田町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、溜池町全部

二、新町三丁目ノ一部

本郷區

一、湯島天神町一丁目、同二丁目、同三丁目、湯島梅園町、湯島新花町、湯島三組町、妻戀町、湯島

一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、金助町、春木町一丁目、同二丁目

同三丁目、本郷一丁目、東竹町、西竹町、元町一丁目、同二丁目、湯島同朋町ノ全部

二、湯島切通坂町、本郷二丁目、同三丁目、弓町一丁目ノ一部

下谷區

一、三ノ輪町、金杉下町、入谷町、新坂本町、山伏町、萬年町一丁目、同二丁目、豊住町、下車坂町

上車坂町、車坂町、北稻荷町、南稻荷町、西町、御徒町一丁目、同二丁目、同三丁目、仲御徒町一

丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、竹町、二長町、下谷町一丁目、同二丁目、五條町、上野三

橋町、上野町一丁目、同二丁目、上野廣小路町、上野元黒門町、上野北大門町、數寄屋町、西黒門

町、東黒門町、坂町、同朋町、長者町一丁目、同二丁目、上野南大門町、練塀町、善養寺町ノ全部

二、龍泉寺町、金杉上町、坂本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、上野山下町、下根岸町、

池ノ端仲町ノ一部

淺草區

新吉原五十間町、新吉原江戸町一丁目、同二丁目、新吉原揚屋町、新吉原京町一丁目、同二丁目、

新吉原角町ノ全部及千束町三丁目ノ一部ヲ除ク

本所區

向島須崎町、向島請地町、向島小梅町、新小梅町、向島中ノ郷町、小梅瓦町、向島押上町ヲ除ク

深川區

洲崎辨天町一丁目、同二丁目、鹽崎町、濱園町ノ全部及東平井町、西平井町、越中島町ノ一部ヲ除ク

池ノ端仲町ノ一部

淺草區

新吉原五十間町、新吉原江戸町一丁目、同二丁目、新吉原揚屋町、新吉原京町一丁目、同二丁目、新吉原角町ノ全部及千束町三丁目ノ一部ヲ除ク

本所區

向島須崎町、向島請地町、向島小梅町、新小梅町、向島中ノ郷町、小梅瓦町、向島押上町ヲ除ク

深川區

洲崎辨天町一丁目、同二丁目、鹽崎町、濱園町ノ全部及東平井町、西平井町、越中島町ノ一部ヲ除ク

北豊島郡

日暮里町 大字金杉ノ一部

三河島町 大字三河島ノ一部

南千住町 一 大字千束ノ全部

二 大字三ノ輪、大字南千住、大字地方橋場ノ一部

南葛飾郡

砂町 一 大字永代ノ全部

二 大字八右衛門、大字本砂町ノ一部

其の後に至り右施行區域の變更せられたるもの左の如し。

一 大正十三年七月四日内務省告示第四二五號を以て變更追加

本所區

向島請地町、向島押上町ノ全部及向島須崎町、向島小梅町、新小梅町、向島中ノ郷町、小梅瓦町ノ

一部ヲ除ク

北豊島郡

日暮里町 大字金杉ノ一部

三河島町 大字三河島、大字千住南、大字三ノ輪ノ一部

南千住町 一 大字千束ノ全部

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

南葛飾郡 二 大字三之輪、大字千住南、大字地方橋場、大字下谷通新ノ一部

砂町 一 大字永代ノ全部

二 大字八右衛門、大字本砂町ノ一部

二 同十四年三月三十日内務省告示第四三號を以て追加
麴町ノ内 二、「大手町一丁目」ノ下ニ「永樂町二丁目」

三 同年六月内務省告示第一〇四號を以て追加
麴町ノ内 二、「富士見町一丁目」ノ下ニ「富士見町五丁目、同六丁目」

四 昭和二年三月二十八日内務省告示第二九四號を以て變更
赤坂區

一、新町一丁目、同二丁目、田町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、
同七丁目、溜池町ノ全部

二、新町三丁目ノ一部

右全部削除

深川區

二 地 區
「濱園町」ノ下ニ「洲崎町、平久町二丁目、鹽濱町」ヲ「越中島町」ノ下ニ「辨天前河岸」ヲ追加

詳細は第二編甲整地第一章に於て敘述す。

第三節 街路及橋梁

第一項 事業概要

震災前に於ける東京市の街路は多く江戸時代の遺物にして、當時の街路計畫は主として市街戰に備ふる爲江戸城を中心として築造せられたるものにして時代の趨勢に伴はざるもの多きを以て、本市は夙に此の點に留意し明治二十年以來屢々市區改正を行ひ街路改築を施行せるも、現今に於ける交通發達の狀態より之を見る時は、其の街路系統の不備且迂餘曲折甚しく幅員の如きも一般に狹隘にして、

詳細は第二編甲整地第一章に於て敘述す。

第三節 街路及橋梁

第一項 事業概要

震災前に於ける東京市の街路は多く江戸時代の遺物にして、當時の街路計畫は主として市街戦に備ふる爲江戸城を中心として築造せられたるものにして時代の趨勢に伴はざるもの多きを以て、本市は夙に此の點に留意し明治二十年以來屢々市區改正を行ひ街路改築を施行せるも、現今に於ける交通發達の状態より之を見る時は、其の街路系統の不備且迂餘曲折甚しく幅員の如きも一般に狹隘にして、交通に不便の點多く保安衛生上寒心すべきもの尠からず、尙震災前に於ける本市道路面積は二百八十八萬八千三百七十坪にして本市總面積の僅かに一割一分六厘に過ぎずして、之を歐米諸國の大都市に對比すれば遜色甚しきものあり、故に街路の大改革は極めて緊急必要なりしも、繁華なる市街地に於ては舊來の因習竝市民各個の經濟的立脚地より遽に其の斷行を許さざりしなり、然るに偶々彼の大震災火災の厄に遭ひ市民多年の宿望たる街路の大擴張を實施すべき機會を得、茲に都市計畫主要事業の一として街路計畫の樹立を見るに至れり、即ち本事業は復興街路計畫として燒失區域の内外に亘り系統的に計畫されたるものなり。

凡そ區劃整理の如き根本的計畫は街路系統の成案に依り決定するものにして、爾餘の諸施設の如きも亦街路計畫に伴ふもの尠しとせず、復興事業に依る街路計畫は區劃整理街路補助線街路及幹線街路に區別し、本市は其の施行地區内に於ける區劃整理街路及補助線街路百二十二線を、國は其の施行地區内に於ける區劃整理街路及幹線街路五十二線を新設又は改修するものなり、而して右街路計畫に伴ひ架設すべき橋梁中區劃整理街路に架設するもの五十七橋市内全部補助線街路に架設するもの百二十九橋は本市に於て執行し、區劃整理街路に架設するもの一橋郡部幹線街路に架設するもの九十六橋及運河改修に伴ひ改築するもの十五橋は國に於て新設又は改築するものにして、大正十二年度より昭和五年度に至る八箇年に繼續執行せらるゝものなりと雖種々の故障に依り豫定の進捗を見る能はず、殘工事を生じたるものに對しては既定豫算の範圍に於て昭和六年度に於て繼續施行せり。

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

四一四

抑々本市に於ける街路事業の系統的に計畫せられたる経過を見るに之を三期に大別し得、即ち第一期は明治二十一年八月東京市區改正條例の發布に基く市區改正事業の實施にして、第二期は大正十年五月都市計畫公告に依る東京都市計畫街路の新設擴張工事なりしが、工事半にして大震火災に遭ひ從來の事業を打切り茲に第三期たる復興街路計畫は樹立せられたるものなり。

復興計畫の前後に於ける道路延長、面積並幅員の大要を對比するに本市内の復興事業施行前に於ける道路は幅員約八九米總延長百一萬千三百五十八米總面積九百二十八萬三千八百六十八平方米大正十三年十二月現在にして、本市總面積七千九百八十八萬九千六百六十六平方米の一割一分七厘に過ぎざるも、復興事業完成後に於ては延長十三萬六千二百七米、面積四百二十六萬八千六百五十五平方米、幅員二八米の増加を見、結局本市總面積の約一割八分に相當す、其の内譯左の如し。

(昭和五年十月市土木局調査)

區域別	整理施行前			整理施行後		
	平均幅員	延長	面積	平均幅員	延長	面積
整理施行地域内	九・七 ^米	六〇六、一〇〇 ^米	五、八七三、二五九 ^{平方米}	一三・七 ^米	七九、〇〇 ^米	九、九九一、〇五八 ^{平方米}
整理施行地域外	八・四	四〇五、二五〇	三、四二〇、六〇八	八・五	四八、五八	三、五五九、八七四
計	八・九	一、〇一一、三五〇	九、二九三、八六七	一二・七	一二七、五七	一二、五五一、九三三

尙復興事業完成後に於ける本市及歐米各國大都市に於ける面積と道路の割合を對照すれば左の如し。

(昭和五年十月市土木局調査)

市名	面積	道路面積	割合
ワシントン	一〇、〇七七 ^{平方里}	五、四四二 ^{平方里}	五〇%
ウピントン	一九、四二九	六、七九七	三五
ニューヨーク	四八、二五九	一六、八五五	三五
ベルリン	四、二一八	一、〇七一	二六

尙復興事業完成後に於ける本市及歐米各國大都市に於ける面積と道路の割合を對照すれば左の如し。
 (昭和五年十月市土木局調査)

市名	面積	道路面積	割合
東京	一〇、〇七七	五、四四二	五四%
ロンドン	一九、四二九	六、七九七	三五%
パリス	四、二一八	一、〇七一	二六%
ベルリン	五、〇五八	一、二六五	二五%
ニューヨーク	四、二五九	一、六八五	三九%
ウヰン	一九、四二九	六、七九七	三五%
ワシントン	一〇、〇七七	五、四四二	五四%

右の外本市は震災被害に因る路面舗装の復舊修築及橋梁の復舊改築を復興事業として執行したり。

第二項 區劃整理街路及運河竝之に伴ふ橋梁

區劃整理街路は區劃整理施行地區内に於て幹線及補助線街路を連絡する爲縦横に設けらるべき第三階級の街路にして新設改修を市及國に於て施行し、幅員は三米乃至十一米を原則とするも計畫の都合に依り例外として十一米以上二十七米に及ぶものあり、而して新設に係るもの延長二十八萬六千五百八十六米、改修に係るもの延長三十一萬七千八百五米なり。

運河は全部國に於て施行するものなるも古石場川のみは第六十二地區内に於ける區劃整理街路の新設改修と共に本市に於て施行するを便なりとし、大正十五年度より昭和五年度に至る五箇年繼續事業として施行せり。

區劃整理街路に附隨して架設せらるべき橋梁は本市施行五十七橋國施行一橋なりと雖南高橋、新架橋の二橋は中途設計變更の爲豫定の進捗を見ず多少の殘工事を生じたるを以て之は既定豫算の範圍内

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

に於て昭和六年度迄繼續施行せり。

本市に於て施行したる區劃整理街路の新設改修工事は土地區劃整理に伴ふ關係上其の工費は本市繼續土地整理費中に包含せらるゝも、橋梁五十七橋の新設改築に對しては豫算百七十七萬五千七百二十六圓を本市繼續帝都復興費中の道路橋梁改築費より支出し、大正十二年度より昭和五年度に至る八箇年に亘る繼續事業なりと雖殘工事は昭和六年度に於て施行せり。

一 區劃整理街路

(國市施行)

幅員	延長		計
	新設	改修	
三米	四四、六八二 ^米	七、七五〇 ^米	五二、四三二 ^米
四	四九、六三七	一七、八九四	六七、五三一
五	一、五九七	四、二九七	五、八九四
六	一一、九六七	九一、七三五	一〇三、七〇一
七	一、一三三	四、〇九九	五、二三二
八	五八、三七四	一〇三、七八七	一六二、一六一
九	三三	一、一六〇	一、四八二
一〇	二五	二、四五三	二、四七八
一一	一七、一八二	七〇、二三三	八七、三九五
一二	一	五二四	五二四

一三	一	一、四三三	一、四三三
一四	一四	六六四	六七八
一五	六八八	六、九四四	七、六三二
一六	四四九	一、四一六	一、八六五

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

名稱	所		橋長	幅員	面積	起工年月日	精算工事費	型式
	區	町名						
中洲橋	日本橋區	箱崎町	五・〇 ^米	二・〇 ^米	六・六 ^{平方米}	二、五、二五 三、六、二七	二八、五七 ^円	鈹桁橋
榎橋	下谷區	三ノ輪町	五・二	七・〇	三六・四	二、三、〇七 二、三、一〇	一、六四	鐵筋床版橋
西洲崎橋	深川區	平久町	一九・〇	八・〇	一五二・〇	二、二、七四 二、三、七四	二、七八二	木桁橋
御船橋	同	小松町	二五・八	二・〇	二八三・八	二、八、八 三、六、二五	六七、〇八	鈹桁橋
西山橋	同	西永町	八・八	七・〇	六二・六	二、一〇、二三 三、四、二二	二、七〇六	木桁橋
角兵衛橋	同	木場町	七・八	七・〇	五四・六	二、一〇、一九 三、四、二四	七、二四九	同
豐平橋	同	豐住町	一八・六	八・〇	一四八・八	二、一、二六 三、四、二五	三、四八八	鈹桁橋
新開橋	同	古石場町	一八・四	六・〇	一一〇・四	二、一〇、三三 三、五、三三	二、三、六九五	同
亥之堀橋	同	扇町	三・八	八・〇	三〇・四	三、七、二一 三、七、七	三、九八八	木桁橋
南堀留橋	神田區	今川小路	二六・四	二・〇	二九〇・四	三、二、二四 三、八、二四	四五、二八九	鈹桁橋
富田橋	深川區	木場町	七・八	七・〇	五四・六	二、一〇、二九 三、八、三九	七、八九五	木桁橋

巖本橋	同	山本町	六・〇	五・〇	三〇・〇	三、五、二八 三、九、二八	八、七六	同
平賀橋	同	平野町	六・〇	五・〇	三〇・〇	三、六、二五 三、九、二七	七、四〇〇	同
松榮橋	同	松賀町	一五・六	八・〇	二四・八	三、四、二六 三、九、二九	一六、三七	同

富田橋	南堀留橋	亥之堀橋
深川區木場町入堀	神田區今川小路新川	同
七・八	二・四	三・八
七・〇	二・〇	八・〇
五・四・六	二・九・四	三・〇・四
三、二、一〇、二、九	三、二、二、四	三、七、二、一
七、八、五	四、五、二、九	三、九、八
木桁橋	鋌桁橋	木桁橋

老松橋	壽橋	伊藤橋	黒田橋	武市橋	鐵道堀橋	海老屋橋	六間堀橋	鹽原橋	栖原橋	松榮橋	平賀橋	巖本橋
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	三好町入堀	茂森町大横川支川	鶴歩町同	木場町同	鶴歩町同	木場町入堀	東六間堀町六間堀川	南堅川町堅川	木場町同	松賀町同	平野町同	山本町同
七・八	七・八	一・六・九	七・八	一・八・六	七・八	七・八	二・三・二	三・四・〇	七・八	一・五・六	六・〇	六・〇
七・〇	七・〇	八・〇	五・〇	八・〇	五・〇	三・〇	六・〇	一・〇	七・〇	八・〇	五・〇	五・〇
五・四・六	五・四・六	一・五・二	三・九・〇	一・四・八	三・九・〇	一・三・四	七・三・二	三・四・〇	五・四・六	二・四・八	三・〇・〇	三・〇・〇
四、三、七、二、三	四、三、七、二、三	四、三、七、一、五	四、三、三、四	四、一、五、二、六	三、三、六、二、四	三、一、二、六	三、一、二、三	三、一、三、〇	三、九、二、六	三、九、二、六	三、九、一、七	三、九、二、八
九、五、六	一〇、二、七	三、九、五	九、三、四	三〇、八、七	八、二、九	六、四、七	一、五、二、五	五、八、三	七、八、三	一、六、三、八	七、四、四	八、七、六
同	木桁橋	鋌鋼桁橋	木桁橋	鋌鋼桁橋	同	木桁橋	鐵桁橋	同	同	同	同	同

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

新小橋	同	千田町	同	一〇・六	七・〇	七四・二	四、三、一、五	一六、八四九	同
地方新橋	淺草區地方今戸町	山谷堀川	一〇・〇	六・〇	六〇・〇	四、一、一九	四、三、一九	八、六七	工型鋼橋
雀橋	深川區古石場町	古石場川	一八・八	七・〇	一三三・六	三、一〇、七	四、四、二	二〇、二八五	木桁橋
八幡橋	同	數矢町入堀	一五・七	二・五	三九・二五	三、二、三	四、五、一	九、四五	鐵構橋
仲橋	下谷區三ノ輪町	同	六・〇六	九・五	五七・五七	四、一、三	四、五、四	七、四五	鐵筋混凝土版橋
漣橋	深川區冬木町	同	九・七	七・〇	六七・九	三、二、五	五、二、四	一六、九六一	木桁橋
島田橋	同	鶴步町	二五・〇	八・〇	二〇〇・〇	三、七、二五	四、六、一〇	四九、〇五	鋼構橋
小津橋	同	古石場町	一八・二	七・〇	二七・四	三、三、三	四、六、六	二、四八	木桁橋
小梅橋	本所區中ノ郷八軒町	源森川	二六・〇	七・〇	一八二・〇	四、一、三	四、六、一四	二六、六〇二	同
西十間橋	同	柳島元町	一八・二	七・〇	二七・四	四、一、二六	四、六、一九	三、四六三	同
松永橋	深川區東永代町	大島支川	二六・七	二・〇	二九三・七	三、一〇、一七	四、七、一〇	六、五七	鋼構橋
梶屋橋	同	木場町入堀	六・九	七・〇	四八・三	四、三、二八	四、七、二四	一〇、七五	木桁橋
久右衛門橋	同	西平井町	四・三	七・五	三三・二	四、五、一五	四、八、九	七、七八六	鐵筋混凝土框構橋

四二〇

北新橋	同	東平井町	同	五・三	一〇・五	五四・八一	四、一、三	二、八三五	同
新平井橋	同	西平井町	同	五・六	一〇・五	五五・四	四、二、一〇	一四、七五	同
聖天橋	淺草區聖天町	山谷堀川	一六・七	八・〇	一三三・六	四、三、一六	四、一〇、三	三、〇二	鈹桁橋

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

北新橋	同	東平井町	同	五・三	一〇・五	五四・八一	四、一、三	二、八五	同
新平井橋	同	西平井町	同	五・六	一〇・五	五五・四	四、九、二	一四、七五	同
聖天橋	淺草區	聖天町	山谷堀川	一六・七	八・〇	一三三・六	四、三、一	三、〇二	鈹桁橋
松本橋	本所區	松代町	堅川	三五・九	一一・〇	五九四・九	四、一、二	八、八三	鋼構橋
寶田橋	麴町區	飯田町	外濠	二六・七	七・〇	一八六・九	四、一、五	二九、〇五	木桁橋
豐木橋	深川區	木場町	大横川	二三・三	八・〇	一七八・四	四、一、三	四、二、五	鈹鋼桁橋
萬屋橋	日本橋區	堀江町	東堀留川	三三・〇	八・〇	二六四・〇	五、一、四	四、二、四	木桁橋
萬屋橋	深川區	茂森町	入堀	七八	七・〇	五四・六	四、二、〇	一三、〇〇	同
泰喜橋	同	靈岸町	同	五・三	五・五	二八・七	四、六、四	一〇、八六	鐵筋混凝土 框構橋
石川橋	同	西平井町	同	五・二	一〇・五	五四・六	四、九、三	二、三三	同
清澄橋	同	伊勢崎町	仙臺堀川	二九・七	八・〇	一三七・六	五、七、六	三、九二	木桁橋
鶴島橋	同	島田町	油堀川	二六・五	八・〇	二六〇・〇	五、〇、一〇	五、六七	鋼構橋
下木橋	同	入船町	入堀	二三・五	八・〇	一八〇・〇	五、四、二	四、五九	鈹桁橋

松永橋	深川區	東永代町	西大島川	二六・七	一一・〇	二九三・七	三、〇、一	六、五七	鋼構橋
柵屋橋	同	木場町	入堀	六・九	七・〇	四八・三	四、七、二	一〇、七五	木桁橋
久右衛門橋	同	西平井町	同	四・三	七・五	三三・二	四、八、九	七、七六	鐵筋混凝土 框構橋

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

四二二

新櫻橋	京橋區南八丁堀	櫻川	三・三	八・〇	三六・〇	四、一、二五 五、七、一九	五、二、〇四	同
清川橋	深川區今川町	仙臺堀川	三・〇	八・〇	二九・〇	四、三、七八 五、七、二七	四、二、四九	木桁橋
柘橋	同 冬木町	入堀	四・四・三	二・五	一〇・六	五、二、一五 五、五、二五	三、六、七三	鐵筋混凝土 框構橋
八通八橋	京橋區南金六町	三十間堀川	四・〇・〇	一・〇	四四・〇	四、九、一一 五、九、三〇	一〇、一、〇七	混凝土拱橋
丸ノ内橋	麴町區有樂町	外濠	三・八・〇	二・〇	四八・〇	五、二、三五 五、二、三三	三、一、七七	鐵筋混凝土 連續桁橋
南高橋	京橋區本湊町	龜島川	六・三・一	二・〇	六九・一	六、一、二七 工事中	一四、〇、四八	鋼構橋
錦糸橋	本所區錦糸町	横十間川	四・二	八・〇	三八・八	五、二、二六 六、五、二二	二七、八、九〇	木桁橋
計			五	十	七	橋		

備考 南高橋は工事中に付豫算額を掲ぐ。

(二) 内務大臣施行の橋梁

名稱	所		路線番號	橋長	幅員	起工年月		型式
	町名	河川名				竣工年月	竣工年月	
尾高橋	砂町、本砂町、西枝川	東京運河		三、九 米	二 米	二、三	三、八	鋼構 成工 四徑 間形

第三項 補助線街路及之に伴ふ橋梁

補助線街路は全部本市の施行に係り、幅員十一米以上二十二米未滿のもの百二十二線内一線は計畫のみに止む延長十二萬四千五百五十九米、面積百七十四萬七千四百四十七平方メートルにして、本市繼續街路修築立上地整理費中の街路修築費より豫算千九十四萬九千五百十五圓を以て大正十二年度より昭和五年度

名稱	所在		路線番號	橋長	幅員	起工年月		型式
	町名	河川名				竣工年月	起工年月	
尾高橋	砂町、本砂町、西枝川	東京運河		三・九 ^米	二 ^米	二、三	二、三	鋼構 成四徑 間形

第三項 補助線街路及之に伴ふ橋梁

補助線街路は全部本市の施行に係り、幅員十一米以上二十二米未満のもの百二十二線内一線は計畫のみに止む延長十二萬四千五百五十九米、面積百七十四萬七千四百四十七平方米にして、本市繼續街路修築並土地整理費中の街路修築費より豫算千九十四萬九千五百十五圓を以て大正十二年度より昭和五年度に至る八箇年の繼續事業なるも残工事は都市計畫事業とし既定豫算の範圍内に於て昭和六年度に於て施行せり。

補助線街路に附隨して架設せらるべき橋梁百二十九橋は之亦全部本市の施行する所にして本市繼續街路修築並土地整理費中の街路修築費より豫算千二百七十四萬七千二百圓を以て大正十二年度より昭和五年度に至る八箇年の繼續事業なれども之亦残工事は昭和六年度に施行せり、其の路線及橋梁左の如し。

一 補助線街路

番號	路 線 (起終點經過地)	幅員	延長(約)
一	今戸橋北詰ヨリ橋場町ヲ經テ南千住町地方橋場ニ至ル 内譯 今戸橋北詰ヨリ橋場町迄 橋場町ヨリ南千住地方橋場迄	二乃至二五 ^米	一、五〇 ^米
二	土州橋東詰ヨリ龜島橋東詰ニ至ル	二	一、二七五
三	靈岸町ヨリ石島町ヲ經テ砂町ニ至ル	二	一、二七五
四	小梅町ヨリ寺島町ニ至ル	二	一、三六五

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

五	押上町ヨリ四之橋ヲ經テ東平井町ニ至ル	一三	四、三六
六	光月町ヨリ龍泉寺町ニ至ル	一六	九五
七	富士見町一丁目ヨリ隼町ニ至ル	一六	一、六四〇
八	元衛町ヨリ御茶ノ水橋ヲ經テ春木町二丁目ニ至ル	一三	二、〇七三
九	北鞆町ヨリ米澤町三丁目ニ至ル	一六	一、七二二
一〇	南千住町千束ヨリ同町地方橋場ニ至ル	二	七九二
一一	小梅業平町ヨリ木場町ニ至ル	一三	四、三三八
一二	愛宕下町一丁目ヨリ葵町ニ至ル	一五	一、一九〇
一三	愛宕下町四丁目ヨリ將監橋南詰ニ至ル	一五	八〇七
一四	露月町ヨリ西久保櫻川町ニ至ル	一五	九四一
一五	千束町一丁目地内	一五	一四五
一六	内幸町ヨリ櫻田本郷町ニ至ル	一五	二〇六
一七	有樂町一丁目ヨリ西紺屋町ニ至ル	一五	四五五
一八	豊玉橋西詰ヨリ明石町ニ至ル	一五	一、一四七
一九	紀ノ國橋西詰ヨリ入船町六丁目ニ至ル	一五	七五九
二〇	銀座一丁目ヨリ新湊町一丁目ニ至ル	一五	一、〇五六
二一	桶町ヨリ松屋町二丁目ヲ經テ長澤町ニ至ル	二乃至一五	八七〇
	桶町ヨリ松屋町二丁目迄	一五	五七七
	松屋町二丁目ヨリ長澤町迄	一	二九三

四二四

二二	三十間堀三丁目ヨリ木挽町九丁目ニ至ル	一五	三六七
二三	三十間堀二丁目ヨリ築地三丁目ニ至ル	一五	五七一
二四	明石町ヨリ南小田原町一丁目ヲ經テ築地四丁目ニ至ル	一五乃至一七	五八六
	明石町ヨリ南小田原町一丁目迄	一五	四九

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

三八	地方今戸町ヨリ橋場町ニ至ル	一五	一、〇一九
三九	龜岡町三丁目ヨリ橋場町ニ至ル	一五	二二七
四〇	元町ヨリ清住町ニ至ル	一五	一、四〇〇
四一	中ノ郷瓦町ヨリ越中島町ニ至ル	一五	五、四三四
四二	中ノ郷業平町ヨリ本所驛脇ヲ經テ洲崎ニ至ル	一五	四、四五六
四三	向島須崎町ヨリ向島押上町ニ至ル	一五	八七四
四四	西元町ヨリ大島町ニ至ル	一五	二、八七六
四五	東扇橋町ヨリ砂町八郎右衛門新田ニ至ル	一五	七四三
四六	古石場町ヨリ鹽濱町ニ至ル	一五	一八九
四七	柴井町ヨリ愛宕町一丁目ニ至ル	一八	六九二
四八	烏森町ヨリ源助町ニ至ル	八	三五七
四九	神明町ヨリ芝公園五號地ニ至ル	八乃至二	五八
	神明町地内	八	二八
	神明町ヨリ芝公園五號地迄	二	四二〇
五〇	新網町北側ヨリ芝公園十二號地ニ至ル	二	六九
五一	湊町ヨリ芝公園十五號地ニ至ル	二	六〇二
五二	新櫻田町ヨリ愛宕町二丁目ニ至ル	八乃至二	六五二
	新櫻田町ヨリ田村町迄	二	四三
	内譯	二	一八八
	愛宕町二丁目地内	八	

四二六

五三	烏森町ヨリ宇田川横町ニ至ル	二	八四八
五四	新榮町五丁目ヨリ日比谷町ニ至ル	二	五〇六
五五	川口町ヨリ銀座一丁目ニ至ル	二	二二
五六	系女町ヨリ木挽町二丁目ヲ經テ金六町ニ至ル	二	八二五

五〇	新網町北側ヨリ芝公園十二號地ニ至ル	二	六九
五一	湊町ヨリ芝公園十五號地ニ至ル	二	六〇
五二	新櫻田町ヨリ愛宕町二丁目ニ至ル	二	六五
	内譯 新櫻田町ヨリ田村町迄	二	四三
	内譯 愛宕町二丁目地内	八	一八

五三	烏森町ヨリ字田川横町ニ至ル	二	八四
五四	新榮町五丁目ヨリ日比谷町ニ至ル	二	五四
五五	川口町ヨリ銀座一丁目ニ至ル	二	三三
五六	采女町ヨリ木挽町二丁目ヲ經テ金六町ニ至ル	二	八五
五七	新湊町三丁目ヨリ隅田川右岸ニ至ル	二	一五
五八	柳町ヨリ淺草橋南詰ニ至ル	二	一、二八
五九	芳町ヨリ箱崎町二丁目ニ至ル	二	七〇
六〇	東龍閑町ヨリ蠟燭町三丁目ニ至ル	二	一、六八
六一	小網町三丁目ヨリ濱町三丁目ニ至ル	二	七六
六二	錦町二丁目ヨリ新銀町ニ至ル	二	四三
六三	錦町三丁目ヨリ通神保町ニ至ル	二	三八
	内譯 錦町三丁目地内	二	一〇三
	内譯 錦町三丁目ヨリ通神保町迄	八	二五
六四	西小川町一丁目ヨリ三崎町一丁目ニ至ル	二	三〇
六五	西小川町一丁目ヨリ表猿樂町ニ至ル	二	三五
六六	淡路町二丁目ヨリ三崎町一丁目ニ至ル	二	一、四二
	内譯 淡路町二丁目ヨリ三崎町一丁目迄	二	一、〇六
	内譯 三崎町一丁目地内	二	一、二五
六八	一番町ヨリ中六番町ニ至ル	二	六八

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

四三〇

一〇七	相生町ヨリ西六間堀町ニ至ル	二	六九二
一〇八	中ノ郷竹町ヨリ荒井町ヲ經テ數矢町ニ至ル	二	三八四
	内譯	三	四四九
	中ノ郷竹町ヨリ荒井町迄	二	三、四三五
	荒井町ヨリ數矢町迄	二	三、六四〇
一〇九	小梅業平町ヨリ茂森町ニ至ル	二	一、〇四八
一一〇	中ノ郷業平町ヨリ太平町二丁目ニ至ル	二	一、〇四八
一一一	押上町ヨリ太平町二丁目ニ至ル	二	一、〇四八
一一二	押上町ヨリ柳島町ニ至ル	二	七六四
一一三	柳島横川町ヨリ龜戸町ニ至ル	二	六二四
一一四	佐賀町一丁目ヨリ龜住町ニ至ル	二	六二二
一一五	安宅町ヨリ徳右衛門町ニ至ル	二	一、〇三四
一一六	徳右衛門町ヨリ深川區本村町ニ至ル	二	一、二六五
	内譯	二	二、二二七
	徳右衛門町ヨリ深川區本村町迄	八	四八
	深川區本村町地内	二	二、二九元
一一七	柳原町ヨリ豊島町ニ至ル	二	六三七
一一八	猿江裏町ヨリ大島町ニ至ル	二	二、三四八
一一九	靈巖町ヨリ山本町ヲ經テ砂町ニ至ル	二	一、三九〇
一二〇	和倉町ヨリ西平井町ニ至ル	二	六四二
一二一	富岡門前町ヨリ越中島町ニ至ル	二	

一二二	深川區大島町ヨリ平富町二丁目ヲ經テ平久町二丁目ニ至ル	二乃至一五	一、〇七四
	内譯	一五	八三四
	深川區大島町ヨリ平富町二丁目迄	二	二四〇
	平富町二丁目ヨリ平久町二丁目迄	八	五八

一一七	柳原町ヨリ豊島町ニ至ル	二	二、三九
一一八	猿江裏町ヨリ大島町ニ至ル	二	六三
一一九	靈巖町ヨリ山本町ヲ經テ砂町ニ至ル	二	二、三四八
一二〇	和倉町ヨリ西平井町ニ至ル	二	一、三九〇
一二一	富岡門前町ヨリ越中島町ニ至ル	二	六四二

一二二	深川區大島町ヨリ平富町二丁目ヲ經テ平久町二丁目ニ至ル	二乃至一五	一、〇七四
一二三	深川區大島町ヨリ平富町二丁目迄 内譯 平富町二丁目ヨリ平久町二丁目迄	一五	八三四
一二四	烏森町ヨリ有樂町三丁目ニ至ル 九段坂上ヨリ富士見小學校前ヲ經テ牛込見附内ニ至ル	二	二四〇
計			一三九、一四六

備考 三十一號線及六十七號線削除

二 橋 梁

名稱	所		河川名	路線番號	橋長	幅員	面積	起工年月日	竣工年月日	精算	型 式
	區	町名									
新有樂橋	麴町區	有樂町	外濠	一七三	二〇〇・二五	五・八	五五八・〇〇〇	一五、四、八	一五、二、八	一〇九、五八	鉸鋼拱橋
錦橋	同	元衛町	同	八三	〇〇〇・三〇	七・六	七六・〇〇〇	二五、五、七	二五、二、四	一九九、四五	鐵筋 混凝土橋
木挽橋	京橋區	木挽町	三十間堀川	二三三	〇〇〇・二五〇	四・九	四九五・〇〇〇	一四、四、一六	一四、二、三	九、四五二	連續鉸桁橋
豐玉橋	同	同	同	一八三	四〇〇・二五〇	四・六	四六六・〇〇〇	一四、六、八	一四、三、三	九三、一六	同
一之橋	同	富島町	新川	二二〇	三〇〇・一八〇	一・八	一八五・四〇〇	一五、七、三五	一五、七、三五	五、〇八五	鉸桁橋

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

紀伊國橋	同	木挽町	三十間堀川	一九三・〇〇〇	二五・〇	四九五・〇〇〇	一四、九、二〇	九四、三七四	混鐵
曉橋	同	築地二丁目	築地川	一八三・五〇〇	二五・〇	四七二・五〇〇	一五、三、一三	二七、三八五	鉄桁橋
海幸橋	同	南小田原町	同	一四二・七・五〇〇	二五・〇	四二二・五〇〇	二、二、三九	二〇、一九九	補強繫拱橋
湊橋	同	南新堀町	日本橋川	二四九・〇〇〇	一八・〇	八八二・〇〇〇	三、六、三三	一九、八一	混鐵
龜井橋	同	木挽町	築地川	一八三・二〇〇	二五・〇	五四三・〇〇〇	三、六、二〇	九、五七七	鉄桁橋
濱洲橋	同	日本橋區蠣殻町	濱町川	六二三・〇〇〇	二〇・〇	一四二・〇〇〇	一五、三、一五	三、三〇〇	混鐵
新龜島橋	同	龜島町	龜島川	二七二・七・〇〇〇	二五・〇	四四五・五〇〇	一四、四、六	一八、三三三	鉄桁橋
蠣濱橋	同	蠣殻町	濱町川	二八二・五・四〇〇	二五・〇	一三三・〇〇〇	一五、三、二	四九、七三三	混鐵
新永久橋	同	同	箱崎川	五九三・五〇〇	三三・〇	四八七・五〇〇	二、七、二〇	一〇、三六四	鉄桁橋
入谷橋	同	淺草區南入谷町	入谷堀	三五・四〇〇	二一・〇	五九・四〇〇	一四、二、三	三、〇二	混鐵
合羽橋	同	松葉町	同	七五・四〇〇	二一・〇	五九・四〇〇	一四、二、三	二、七四二	鉄桁橋
田島橋	同	田島町	同	六五・四〇〇	二一・〇	五九・四〇〇	一四、二、三	二、一四二	鉄桁橋
新月橋	同	光月町	同	六五・四〇〇	二六・〇	八六・四〇〇	一四、二、三	三、八二二	鉄桁橋

四三二

老松橋	同	新旅籠町	山谷堀	九二・六・八〇〇	二一・〇	六七・九八〇	一四、一、三	四、〇〇〇	同
新三筋橋	同	東三筋町	同	九四・六・八〇〇	二一・〇	六七・九八〇	一四、二、三	三、七七	同
榮橋	同	榮久町	入堀	九六・六・八〇〇	二一・〇	六七・九八〇	一四、二、三	二、六九	同

合羽橋	同	松葉町	同	七	五四〇〇二・〇	五九・四〇〇	一四、一、三	二、七四	同
田島橋	同	田島町	同	六五	五、四〇〇二・〇	五九・四〇〇	一四、二、三	二、四二	同
新月橋	同	光月町	同	六	五、四〇〇二・〇	八六・四〇〇	一四、二、三	三、八二	同

老松橋	同	新旅籠町	山谷堀	九二	六、八〇二・〇	六七・九八〇	一四、一、三	四、〇〇	同
新三筋橋	同	東三筋町	同	九四	六、八〇二・〇	六七・九八〇	一四、二、三	三七	同
榮橋	同	榮久町	入堀	九六	六、八〇二・〇	六七・九八〇	一四、二、三	二、六九	同
三之橋	本所區花町	堅川	川	二二	六、九〇二・〇	八一・八〇〇	一四、五、〇	一九四、六四	鋼橋
山水橋	深川區三好町	山水橋入堀	堀	二九	七、〇〇二・〇	七〇・〇〇〇	二、七、二	九、三八	木桁橋
四之橋	本所區松代町	堅川	川	五五	八、〇〇二・〇	七九・七六〇	一五、五、〇	二三、九六	鋼橋
中之橋	深川區佐賀町	中之堀川	川	九二	五、〇〇二・五〇	二五・〇〇〇	一四、七、〇	六七、三五	鋼桁橋
井住橋	同	東平井町	十間川	五一	八、二〇二・三〇	四〇〇・四〇〇	一四、九、五	九三、二九	同
豐住橋	同	豐住町	二十間川	五三	八、〇〇二・三〇	八三六・〇〇〇	一四、二、三	二四、四六	同
末廣橋	同	吉永町	福富川	二二	五、八〇二・三〇	七九七・六〇〇	一四、七、三	二〇八、九三	鋼斜橋
中之橋	本所區錦糸町	入堀	堀	四二	四、〇〇二・五〇	二二〇・〇〇〇	二、六、二〇	五、七三	鋼桁橋
琴平橋	深川區古石場町	越中島川	川	四一	八、五〇二・五〇	二七七・五〇〇	一五、〇、二	九〇、四五	同
大島橋	同	本村町	横十間川	四四	四、五〇二・五〇	六〇七・五〇〇	一五、七、二	一七、〇七	同

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

平久橋	同	平久町	平久川	一三三・八〇〇・二・〇	三九八・八〇〇	一五、八、二五	一六、一四〇	鐵鋼橋
洲崎橋	同	西平井町	洲崎川	四二九・二〇〇・一五・〇	二八八・〇〇〇	一五、二、二〇	一〇、七五六	鐵鋼橋
美芳橋	同	三好町	三好橋入堀	二九七・〇〇〇・一〇・〇	七〇・〇〇〇	二、七、二	一〇、〇六六	木桁橋
栗谷橋	同	扇橋町	栗谷橋入堀	二九七・〇〇〇・一〇・〇	七〇・〇〇〇	二、七、二	一一、〇三三	同
永喜橋	同	和倉町	入堀	二〇七・〇〇〇・一〇・〇	七〇・〇〇〇	三、一、二五	一〇、四七三	同
關口橋	同	佃町	同	三二九・〇〇〇・一〇・〇	二〇九・〇〇〇	二、六、二六	五、一七五	鐵桁橋
下之橋	同	佐賀町	油堀川	九二五・八〇〇・一五・〇	三八七・〇〇〇	三、四、一八	五、一七五	鐵桁橋
鶴歩橋	同	大和町	中之川	二〇四・一三〇・一〇・〇	四一・四三〇	二、七、二七	八、二五八	鐵桁橋
武田橋	同	同	油堀川入堀	二〇七・八〇〇・二〇・〇	七六・〇〇〇	三、一、〇、一	九、七三二	同
睦橋	同	和倉町	入堀	二〇九・三〇〇・一〇・〇	九三・〇〇〇	三、四、二三	一、六九〇	木桁橋
新山名橋	本所區柳原町	同	同	四〇九・四〇〇・一四・〇	一三・六〇〇	三、五、一五	一三、四五五	同
木場橋	深川區木場町	大東支島川	同	二〇七・二〇〇・一〇・〇	二九・二〇〇	三、一、八	二四、九四二	輾壓工型橋
問屋橋	日本橋區久松町	濱町川	同	九二四・〇〇〇・一六・〇	二四四・〇〇〇	三、四、一八	六、四五八	鐵構橋

四三四

元加賀橋	深川區扇橋町	入堀	同	一〇九・六・九〇〇・一〇・〇	六九・〇〇〇	三、一〇、一五	一四、一四一	木桁橋
三島橋	同	東扇町	横十間川	四五〇・五〇〇・一五・〇	六〇七・五〇〇	四、三、一五	一三、九〇三	鐵桁橋
清平橋	本所區清水町	大横川	同	一五三・三〇〇・一一・〇	四三・三〇〇	四、三、七	一〇、八五八	同

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

元木橋	同	東永代町	大島川	二四・二六・四〇〇	二一・〇	二九・〇・四〇〇	三、六、二六	四、七、二六	七、二、三	鐵構橋
富島橋	同	吉永町	福富支川	二一・七・五〇〇	二二・〇	三八五・〇〇〇	二、一〇、二六	四、七、二九	一〇、一、四七	鋼橋
繁榮橋	同	木場町	入堀	二二・〇・七〇〇	二二・〇	四五五・四〇〇	三、九、一〇	四、七、一〇	一一、〇、〇三	鋼桁橋
寶橋	京橋區元材木町	楓川	楓川	二二・三・七〇〇	二二・〇	三七〇・七〇〇	三、九、二四	四、七、二九	八五、四、〇二	連續鋼桁橋
福富橋	深川區三好町	福富川	福富川	一九・二〇・四〇〇	二一・〇	二三四・四〇〇	三、九、二六	四、七、二八	五、一、五四	鋼桁橋
和倉橋	同	和倉町	油堀川	一〇・八・二〇〇	二一・〇	二三四・四〇〇	三、九、二七	四、七、二二	五、五、五五	鋼桁橋
猿子橋	同	西元町	六間堀川	四・一・三・六〇〇	二五・〇	二〇四・〇〇〇	三、一、二五	四、七、二五	四八、八、八元	鋼桁橋
千歳橋	本所區松井町	堅川	堅川	一七・六・三〇〇	二一・〇	三九九・三〇〇	三、二、一〇	四、七、二二	九〇、九、九五	鋼桁橋
四四A橋	深川區西町	大横川	大横川	四・三・七・九〇〇	二五・〇	五八・九・〇〇	三、九、二五	四、九、二二	二一、三、九六	鋼桁橋
地方橋	淺草區今戸町	山谷堀	山谷堀	八・二・一・七〇〇	二五・〇	二七五・五〇〇	四、四、二六	四、八、二四	二一、三、八三	鋼桁橋
小名木川橋	深川區猿江町	小名木川	小名木川	五・五・五・五〇〇	二二・〇	一一、三、二・〇〇〇	二、一、二四	四、一、二五	三六、三、九二	同
千石橋	同	豊住町	私用堀	四・二・七・六〇〇	二四・〇	一〇六・四〇〇	三、七、一八	四、〇、一五	三三、六、四四	鋼桁橋
新扇橋	同	扇橋町	小名木川	四・三・七・三〇〇	二五・〇	八五九・五三〇	三、六、一〇	四、二、一〇	一九、一、六九五	鐵構橋

巴橋	同	富岡町	大島川	二二・四・〇・五〇〇	二一・〇	四四五・五〇〇	三、六、二七	四、二、二四	一〇、二、九四	鋼桁橋
新堅川橋	本所區綠町	堅川	堅川	四・三・六・四〇〇	二五・〇	五五六・〇〇〇	三、八、一八	四、〇、一〇	一四、二、二四	同
長鶴橋	深川區千田町	入堀	入堀	二九・九・七〇〇	二〇・〇	九七・〇〇〇	三、二、一七	四、一、二七	三、九、三	鋼桁橋

新扇橋	同	扇橋町	小名木川	四二七・三〇一・五〇〇	八五九・五三〇	四、二、一〇〇	一九、六、五	鐵構橋
千石橋	同	豐住町	私用堀	四二七・六〇一・四〇〇	一〇六・四〇〇	三、七、八	三、六、四	輓壓鋼橋
小名木川橋	深川區猿江町	小名木川	五五五・五〇三・三〇一・二、二、〇〇〇	二、一、二、〇〇〇	四、一、〇、一、五	二、一、四	三、六、三、九、二	同

巴橋	同	富岡町	大島川	一二四・五〇一・一〇〇	四四五・五〇〇	三、六、七	四、一、二、四	一〇二、九、四	飯桁橋
新豎川橋	本所區綠町	豎川	四三六・四〇〇・二五〇	五四六・〇〇〇	三、八、八	四、〇、一、〇	一四二、二、四	同	
長鶴橋	深川區千田町	入堀	一九九・七〇〇・一〇〇	九七・〇〇〇	三、二、一	四、一、七	二、九、二	木桁橋	
三石橋	同	石島町	大横川	三三九・四〇〇・二一〇	四三三・四〇〇	三、〇、一、六	四、〇、〇、一、九	一〇一、七、二	鐵桁橋
旅行橋	本所區松代町	横十間川	一〇六・四〇・六〇〇・二一〇	四四六・六〇〇	三、二、一	四、九、一、五	一〇三、三、九	鋼構橋	
寶來橋	深川區千田町	入堀	二七九・七〇〇・二〇〇	九七・〇〇〇	三、二、三	四、九、三、〇	二、三、五、八	木桁橋	
千田橋	同	仙臺堀川	二七三・九・一〇〇・二一〇	四三〇・一〇〇	三、三、一	四、三、一、〇	二四、一、九	突桁橋式	
福壽橋	同	扇橋町	大横川	一九〇・一〇〇・二一〇	四四一・一〇〇	三、三、四	四、九、八	一〇三、八、八	鋼構橋
稻荷橋	京橋區本湊町	櫻川	二五三・九・三〇〇・二五〇	五八九・五〇〇	三、三、一〇	四、三、二	三〇、〇、七	二鉸鋼拱橋	
水谷橋	同	銀座町	三十間堀川	二〇七・二〇〇・二五〇	四八・〇〇〇	四、二、九	四、〇、三	七五、一、五	同
賑橋	同	三十間堀町	同	三三三・〇〇〇・二五〇	四九五・〇〇〇	四、一、二、四	四、一、二、四	七六、五、一	連續飯桁橋
巽橋	深川區諸町	大島川	九二・二〇〇・二五〇	三三三・五〇〇	四、二、一	四、一、九	八六、六、三	飯桁橋	
新辻橋	本所區柳原町	入堀	四三六・七〇〇・二五〇	五五〇・五〇〇	四、二、三	五、一、三	一五、二、六	同	

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

石住橋	深川區石島町	二十間川	四二四・八〇二・五〇	六四二・〇〇〇	四、一、二、五	一六三、三六二	鋼突 鉸桁橋式
西寶橋	同	西永町	二九七・〇〇〇・〇〇	七〇・〇〇〇	四、一、一、五	一三、八六一	木 桁橋
崎川橋	同	久永町	一九三・二〇〇・二〇	三九八・二〇〇	四、二、二、四	九四、六九七	鋼 構橋
西深川橋	同	東大工町	一〇八・五・四〇〇・二〇	六〇・四〇〇	四、三、三、三	一六〇、〇〇九	鋼 ワレン型橋
新高橋	同	扇橋町	一九五・五・四〇〇・二〇	六〇・四〇〇	四、二、二、四	一五二、〇一一	同
西豎川橋	本所區綠町	豎川	一〇八・五・八〇〇・二〇	三九三・八〇〇	四、一、三、八	一〇六、四九五	鋼突 鉸桁橋式
雜治橋	深川區木場町	入堀	二〇二・二〇〇・九〇	一九〇・八〇〇	四、三、二、〇	五、六六八	同
干砂橋	同	海邊町	二一四・〇・六〇〇・二〇	四四六・六〇〇	四、四、一、一	二〇、五九四	鋼 鉸桁橋
小松橋	同	東扇町	二七五・四〇〇・二〇	六〇・四〇〇	四、三、二、六	一六〇、二二七	鋼 ワレン 構橋
甚兵衛橋	日本橋區小傳馬上町	龍閑川	六〇三・四〇〇・二〇	一三六・四〇〇	四、二、二、三	三六、四〇七	鋼 鉸橋
龜久橋	深川區東平野町	仙臺堀川	四三四・三〇〇・一五〇	五四・五〇〇	四、四、二、七	二八、三三九	鋼 構橋
新場橋	日本橋區本材木町	楓川	二七三・八〇〇・一五〇	五七・七〇〇	四、二、二、三	九五、二二九	連續鋼 鉸桁橋
調練橋	深川區古石場町	越中島川	二二五・四〇〇・二〇	一六九・四〇〇	四、五、二、六	三九、二二七	木 桁橋

東富橋	同	數矢町	四四〇・六〇〇・一五〇	六〇九・〇〇〇	四、五、二、六	一五二、〇四八	鋼 ブラット式 構橋
山谷堀橋	淺草區地方今戸町	山谷堀川	七九二・八〇〇・一五〇	一七七・〇〇〇	四、五、二、五	一八、五七七	鋼 鉸桁橋

甚兵衛橋	日本橋區小傳馬上町	龍閑川	六〇三・四〇〇・二一〇	一三六・四〇〇	四、三、二、五	三六、四七	鋼橋
龜久橋	深川區東平野町	仙臺堀川	四三四・三〇〇・一五〇	五四・五〇〇	四、四、七	二八、三九	鋼構橋
新場橋	日本橋區本木町	楓川	二七三・八〇〇・一五〇	五七・〇〇〇	四、二、三	九五、二九	連續鋼桁橋
調練橋	深川區古石場町	越中島川	三二五・四〇〇・一一〇	一六九・四〇〇	四、五、六	三九、二七	木桁橋

東富橋	同	數矢町	大島川	四四〇・六〇〇・一五〇	六九・〇〇〇	五、二、六	一五、〇四	鋼構橋
山谷堀橋	淺草區地方今戸町	山谷堀川	七九二・八〇〇・一五〇	一七・〇〇〇	四、五、五	一八、四七	鋼桁橋	
紅葉橋	深川區横川町	大横川	一四三・四〇〇・二一〇	三九・四〇〇	五、六、一	一〇、九七	同	
汐時橋	本所區六間堀町	六間堀川	二五二・八〇〇・二一〇	二九・八〇〇	五、四、八	三五、七一	鋼桁橋	
龜井橋	深川區扇町	大横川支川	一一三・〇〇〇・三三〇	四六・二〇〇	五、七、七	九、八四	鋼桁橋	
木更木橋	同	冬木町	仙臺堀川	一〇八・四九〇・二一〇	三五・九〇〇	五、五、九	九、二〇	鋼桁橋
永本橋	同	西永町	入堀	二九二・七八〇・二一〇	一九・五八〇	五、四、九	五、七〇	鋼桁橋
菊花橋	本所區菊川町	堅川	一九三・五〇〇・二一〇	四一・五〇〇	五、五、二	五、〇九	木桁橋	
藤右衛門橋	深川區越中島町	入堀	四一七・八〇〇・二四〇	一九・二〇〇	五、四、八	三三、九五	同	
豐田橋	同	豐住町	同	四二八・〇〇〇・二四〇	一一・〇〇〇	四、二、八	三、四五	同
新中橋	同	千田町	同	二九二・〇六〇・二一〇	二六・六〇〇	五、五、三	二六、九二	同
新金橋	京橋區金六町	新運河	同	二〇三・〇〇〇・二五〇	四六・五〇〇	五、九、三	九、四六	鐵筋混凝土框構橋
丸太橋	深川區龜住町	仙臺堀支川	同	二四二・七〇〇・二一〇	一八・七〇〇	五、四、一	六〇、九七	鋼桁橋

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

一本橋	同	一色町	油堀川	八二七・三〇〇	二二〇	二九・二〇〇	五、四、一〇、六八	七三、六〇	鋼	ワレン型
撞木橋	本所區花	町	大横川	一〇六・七・八五	一一〇	四一六・三六三	五、四、九、二五	九、八七一	鋼	構橋
釣船橋	深川區古石場町	越中島川	越中島川	四二二・二〇〇	二五〇	三三三・〇〇〇	五、四、一〇、一三	六〇、五五五	木	桁橋
越中島橋	同	越中島町	同	二二四・五〇〇	二五〇	六〇七・五〇〇	五、四、一〇、二二	一四、六三	鋼	桁橋式
上之橋	同	佐賀町	仙臺堀川	九六・〇〇〇	二五〇	五〇〇・五〇〇	五、四、一〇、七八	一四、七七	繫	拱鋼橋
南明橋	京橋區南小田原町	築地川	築地川	二四三・九〇〇	二五〇	五〇八・五〇〇	五、四、一、二	九、一八〇	鋼	桁橋式
板小橋	深川區靈岸町	入堀	入堀	四一四・三〇〇	二四五六	六二七〇〇	五、四、一〇、九	一九、八五	鐵	筋混凝土
八丁堀橋	京橋區南八丁堀町	櫻川	櫻川	五四四・〇〇〇	一一〇	四八四・〇〇〇	五、四、一〇、三一	七四、四六二	連	續構桁橋
大富橋	深川區富川町	小名木川	小名木川	四〇五・五〇〇	三三〇	一一、三二一・〇〇〇	五、四、九、三〇	三三、〇六一	鋼	桁橋
萬年橋	同	清住町	同	二六五・六〇〇	二五〇	八四九・〇〇〇	五、四、六、七	三三、〇九	鋼	構繫拱橋式
菊柳橋	本所區柳原町	大横川	大横川	二六三・〇〇〇	二〇	四八・〇〇〇	五、四、八、三五	二八、八七六	鋼	桁橋式
御茶ノ水橋	神田區鈴木町	神田川	神田川	八八〇・〇〇〇	三〇	一、七〇〇・〇〇〇	五、四、八、二〇	五三、八七四	鋼	桁橋式
東深川橋	深川區東大工町	小名木川	小名木川	四二五・五〇〇	二五〇	八三二・五〇〇	五、四、九、三一	二四、三三	鋼	桁橋式

四四〇

井上橋	同	靈岸町	入堀	四	六・六〇〇	一四・〇	五、四、一〇、九	一五、四二	工	型鋼橋
采女橋	京橋區木挽町	築地川	築地川	三三二・〇〇〇	一五〇	六三〇・〇〇〇	五、四、一〇、九	二四、一八七	鐵	筋混凝土
左衛門橋	日本橋區馬喰町	神田川	神田川	三三三・五〇〇	一五〇	五三二・五〇〇	五、四、一〇、九	二四、一八七	無	鉸拱橋

菊柳橋	本所區柳原町	大横川	二六三・〇〇〇	二・〇	四八・〇〇〇	五、四、八、三、五	二八、八、七、六	鋼桁橋式
御茶ノ水橋	神田區鈴木町	神田川	八八〇・〇〇〇	三・〇	一、七、〇・〇〇〇	五、四、八、二、〇	五三、八、七、四	鋼桁橋式
東深川橋	深川區東大工町	小名木川	四一五・五〇〇	一五・〇	八三・五〇〇	五、四、九、一、一	二四、三、〇、三	鋼桁橋式

井上橋	同 靈岸町	入堀	四一六・六〇〇	一四・〇	九一・四〇〇	五、四、一〇、九	一五、四、四、二	工型鋼橋
采女橋	京橋區木挽町	築地川	三三二・〇〇〇	一五・〇	六三〇・〇〇〇	五、四、一〇、九	二四、一、八、七	鐵筋混凝土無鉸拱橋
左衛門橋	日本橋區馬喰町	神田川	三三五・五〇〇	一五・〇	五三・五〇〇	五、四、一、三、〇	二六、二、四、五	鋼拱橋
石濱橋	深川區古石場町	平久川	四二七・三〇〇	一〇・〇	一七三・〇〇〇	五、七、一、〇、三	四三、八、三、一	木桁橋
將監橋	芝區土手跡町	古川	一三八・五〇〇	一五・〇	二七・五〇〇	工事中	二〇、〇〇〇	鋼桁橋
東元橋	深川區東元町	五間堀川	四一四・〇〇〇	一五・〇	二二〇・〇〇〇	五、九、一、二、四	一四、七、四	同
神明橋	本所區柳島元町	横十間川	一三二・八〇〇	六・〇	一五〇・八〇〇	五、二、二、二、六	一六、五、〇、四	木桁橋
計		百二十九橋						

備考 將監橋は工事中に付工事豫算額を掲げたり。

第四項 幹線街路及之に伴ふ橋梁

幹線街路は幅員二十二米以上のもの五十二線總延長十一萬五千八百十六米、面積三百二十六萬千九百二十七平方米にして全部國に於て施行す、尙幹線街路に附隨して架設せらるべき橋梁九十六橋は之亦國の施行に係るものなり、其の路線及橋梁左の如し。

一 幹線街路

五

號地ニ至ル (隅田川ヲ含マス)
有樂町一丁目ヨリ木挽町三丁目迄
内譯 木挽町三丁目ヨリ築地三丁目迄
築地三丁目ヨリ月島二號地迄
築地三丁目、入船町、龜島町、濱町三丁目、淺草橋、南元町、北田原町ヲ經テ金杉下町ニ至ル

三、六〇
一、二〇
四二〇
三、四五
二〇〇
五、〇五〇
一、三三三
三、七七
一、五八〇
一九五
一、三八五
二、二〇
五三〇
一、〇〇三
二九八
二六〇
一、九七三

六

上野公園前ニリ駒形橋ヲ經テ押上町ニ至ル
東京驛東口ヨリ下槇町龜島橋ヲ經テ越前堀一丁目ニ至ル

三、六〇
一、二〇
四二〇
三、四五
二〇〇
五、〇五〇
一、三三三
三、七七
一、五八〇
一九五
一、三八五
二、二〇
五三〇
一、〇〇三
二九八
二六〇
一、九七三

七

東京驛東口ヨリ下槇町迄
内譯 下槇町ヨリ龜島橋西詰迄
龜島橋西詰ヨリ越前堀一丁目迄

三、六〇
一、二〇
四二〇
三、四五
二〇〇
五、〇五〇
一、三三三
三、七七
一、五八〇
一九五
一、三八五
二、二〇
五三〇
一、〇〇三
二九八
二六〇
一、九七三

八

永樂町一丁目濠端ヨリ元千代田町ニ至ル
宮城外苑内廣場面積約一萬六千坪
櫻田門外ヨリ新議事堂前ニ至ル

三、六〇
一、二〇
四二〇
三、四五
二〇〇
五、〇五〇
一、三三三
三、七七
一、五八〇
一九五
一、三八五
二、二〇
五三〇
一、〇〇三
二九八
二六〇
一、九七三

九

相生橋南詰ヨリ龜住町、相生町ヲ經テ中ノ郷竹町ニ至ル

三、六〇
一、二〇
四二〇
三、四五
二〇〇
五、〇五〇
一、三三三
三、七七
一、五八〇
一九五
一、三八五
二、二〇
五三〇
一、〇〇三
二九八
二六〇
一、九七三

一〇

内譯 相生橋南詰ヨリ龜住町迄
龜住町ヨリ中ノ郷竹町迄

三、六〇
一、二〇
四二〇
三、四五
二〇〇
五、〇五〇
一、三三三
三、七七
一、五八〇
一九五
一、三八五
二、二〇
五三〇
一、〇〇三
二九八
二六〇
一、九七三

一一

東京驛北口錢瓶町ヨリ新常盤橋、小傳馬町一丁目ヲ經テ淺草橋ニ至ル

三、六〇
一、二〇
四二〇
三、四五
二〇〇
五、〇五〇
一、三三三
三、七七
一、五八〇
一九五
一、三八五
二、二〇
五三〇
一、〇〇三
二九八
二六〇
一、九七三

一二

内譯 錢瓶町地内
錢瓶町ヨリ新常盤橋、小傳馬町一丁目ヲ經テ淺草橋迄
神田橋内ヨリ小川町、湯島四丁目、本郷一丁目ヲ經テ本郷三丁目ニ至ル

三、六〇
一、二〇
四二〇
三、四五
二〇〇
五、〇五〇
一、三三三
三、七七
一、五八〇
一九五
一、三八五
二、二〇
五三〇
一、〇〇三
二九八
二六〇
一、九七三

一三

内譯 神田橋内ヨリ小川町迄
小川町ヨリ湯島四丁目迄
湯島四丁目ヨリ本郷一丁目迄
本郷一丁目ヨリ本郷三丁目迄
一ツ橋内ヨリ南神保町、壹岐殿坂下ヲ經テ春日町ニ至ル

三、六〇
一、二〇
四二〇
三、四五
二〇〇
五、〇五〇
一、三三三
三、七七
一、五八〇
一九五
一、三八五
二、二〇
五三〇
一、〇〇三
二九八
二六〇
一、九七三

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

四四四

一四	大手町一丁目ヨリ一ツ橋及雉子橋ヲ經テ飯田橋北詰ニ至ル	二七	二、六〇五
	内譯		
	一ツ橋内ヨリ飯田橋北詰迄	二七	六〇〇
一五	虎ノ門ヨリ西久保神谷町ニ至ル	二七	一、九八五
一六	櫻田本郷町ヨリ芝公園ニ至ル	二七	九七〇
一七	鍛冶橋外ヨリ柳町、彈正橋、高橋ヲ經テ永代橋西詰ニ至ル	二七	一、〇五五
	内譯		
	鍛冶橋外ヨリ柳町迄	二七	一、七八
	柳町ヨリ永代橋西詰迄	二七	四三六
一八	芝口一丁目ヨリ虎ノ門ニ至ル	二七	一、二八二
一九	雉子橋外ヨリ鎌倉河岸、城邊河岸、加賀町ヲ經テ新橋驛ニ至ル	二七	一、一四三
	内譯		
	雉子橋外ヨリ鎌倉河岸、城邊河岸、加賀町ヲ經テ二葉町迄	二七	四、〇一〇
	二葉町ヨリ新橋驛迄	二七	三、九三
二〇	富士見町一丁目ヨリ市ヶ谷見附ニ至ル	二七	八八
二一	九段坂下ヨリ富士見町一丁目、半藏門ヲ經テ新議事堂前ニ至ル 但シ九段坂上ニ於テ本路線ニ接続スル面積約七百坪ノ廣場ヲ設ク	二七	九三〇
二二	湯島町四丁目、二長町、御藏前片町、法恩寺橋ヲ經テ龜戸町ニ至ル	二七	二、五〇〇
	内譯		
	湯島四丁目ヨリ御藏前片町迄	二七	五、四八〇
	御藏前片町ヨリ龜戸町迄	二七	二、一八〇
二三	淺草區田町二丁目ヨリ金杉下町ニ至ル	二七	三、三〇〇
二四	横網町一丁目ヨリ兩國橋驛ニ至ル	二七	七八二

二五	木挽町九丁目ヨリ築地四丁目ニ至ル	二七	一〇〇
二六	南元町ヨリ既橋通黒船町ニ至ル	二七	三、一五五
二七	福住町ヨリ扇町ヲ經テ砂町ニ至ル	二七	三、九八一
二八	濱町三丁目ヨリ中州町、東扇橋町ヲ經テ砂町ニ至ル	二七	三、九八一

二三	湯島町四丁目、二長町、御藏前片町、法恩寺橋ヲ經テ龜戸町ニ至ル	二三	五、四八〇
	内譯 湯島四丁目ヨリ御藏前片町迄		
	御藏前片町ヨリ龜戸町迄		
二三	淺草區田町二丁目ヨリ金杉下町ニ至ル	二三	二、一八〇
二四	横網町一丁目ヨリ兩國橋驛ニ至ル	二三	三、三〇〇
			七、八二
			三、三二

二五	木挽町九丁目ヨリ築地四丁目ニ至ル	二七	一、〇〇〇
二六	南元町ヨリ厩橋通黒船町ニ至ル	二七	三、六三
二七	福住町ヨリ扇町ヲ經テ砂町ニ至ル	二七	三、一五五
二八	濱町三丁目ヨリ中洲町、東扇橋町ヲ經テ砂町ニ至ル	二七	三、九八一
二九	濱町三丁目ヨリ新大橋、徳右衛門町、菊川橋ヲ經テ大島町ニ至ル	二七	三、三二六
	濱町三丁目ヨリ徳右衛門町迄	二七	一、四三八
	内譯 徳右衛門町ヨリ大島町迄	二七	一、七八八
三〇	中ノ郷元町ヨリ寺島町ニ至ル	二七	一、九〇〇
三一	山ノ宿町ヨリ今戸橋北詰ニ至ル	二七	三、八五
三二	淺草區材木町ヨリ吉野橋ヲ經テ南千住町、常磐線踏切ニ至ル	二五	二、六五五
	内譯 淺草區材木町ヨリ吉野橋南詰迄	二五	一、二五五
	吉野橋南詰ヨリ南千住町常磐線踏切迄	二五	一、四〇〇
三三	大手町一丁目ヨリ北鞘町荒布橋、濱町一丁目ヲ經テ兩國橋西詰ニ至ル	二三	二、九八七
	但シ常盤橋附近ニ於テ本號路線ニ接續スル面積約八百四十坪ノ廣場ヲ設ク		
三四	龍閑橋北詰ヨリ紺屋町、美倉橋、竹町ヲ經テ入谷町ニ至ル	二三	三、九六七
三五	永樂町二丁目ヨリ道三町、鎌倉河岸、昌平橋、天神町二丁目ヲ經テ池ノ端七軒町ニ至ル	二三	三、六六二
	内譯 永樂町二丁目地内		
	道三町ヨリ鎌倉河岸、昌平橋、天神町二丁目ヲ經テ池ノ端七軒町ニ至ル	二三	一、八〇〇
			三、四八二